

平成18年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年9月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時	開議	平成18年9月20日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
及 び 宣 告	散会	平成18年9月20日 午後5時03分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)		下水道課長	
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成18年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年9月20日（水）

本会議第6日目

午前10時 開議

日程第1 議案審議

- 議案第114号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第115号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第116号 嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第117号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第118号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第119号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第120号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第121号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第122号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第123号 嬉野市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例について
- 議案第124号 指定管理者の指定について
- 議案第125号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第126号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第127号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 議案第128号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第129号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）

- 議案第130号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第131号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第132号 平成17年度塩田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第133号 平成17年度塩田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第134号 平成17年度塩田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第135号 平成17年度塩田町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第136号 平成17年度嬉野町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第137号 平成17年度嬉野町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第138号 平成17年度嬉野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第139号 平成17年度嬉野町嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第140号 平成17年度嬉野町嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第141号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野町公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第142号 平成17年度塩田町・嬉野町小学校組合歳入歳出決算認定について
- 議案第143号 平成17年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第144号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第145号 平成17年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第146号 平成17年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第147号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第148号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第149号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第150号 平成17年度嬉野市水道事業会計決算認定について

午前10時 開議

議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。また、傍聴者の方におかれましては、早朝より大変お疲れでございます。ありがとうございます

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案審議を行います。

議案第114号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について）質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第114号の質疑を終わります。

次に、議案第115号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第115号の質疑を終わります。

次に、議案第116号 嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

今回の条例改正ですけれども、まず第1番目に聞きたいのは、この大野原コミュニティセンターですね、これが防衛庁の補助10,000千円で、町の補助が公民館建設に伴う補助金としての1,500千円、残りが地元負担金の13,000千円の一応建設費となっているわけですね。これを見たときに、これだけの地元負担金があったのに何で市の所有物であったのかというものがまず第1番目じゃないかなという気がしたんですよ。そういう中で地元の方が、これ建設されたのが平成11年ですか、その時点で地元負担金をこれだけ13,000千円出しても財産としては、当時は嬉野町ですよ。嬉野町の所有物になるということを御承諾を得ていたのかどうか。

そして2点目が、それに伴う義務的経費、その当時は水道は来ておりませんでした。しか

し、電気はあくまでも基本料金がございませう。基本料金の支払い、そして家屋に対する保険関係、損害あるいは火災保険、このあたりの保険についての支出もちゃんと町が行っていたのかどうか、そのあたりと、それから今回の条例改正にもありましたように、これは市で所有してあったとすれば、やはり使用料をいただいていたと思うんですが、このあたりについて確固たる使用料の規定があったのかどうか、このあたりについて、まずお尋ねをしたいと思います。これは部長よりも課長の方がお詳しいかと思ひますので、課長の方から御答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

おはようございませう。それでは、神近議員のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

まず、大野原地区コミュニティセンターでございませうけれども、少し経過を説明させていただきます。

ここの施設につきましては、平成10年度に当時の嬉野町が事業主体となつて防衛庁の補助金をいただいて建設をいたしてあります。特に大野原地区については、元の公民館があったところが老朽化をしたということで、公民館建設についていろいろ要望がされておつたところだす。建設の議論がされる中で、大野原区の方から、ぜひ防衛庁の民生安定の補助金を活用していただきたいという要望があつておりました。この防衛庁の補助金でございませうけれども、これは町が事業主体とならないとおりてこないという補助金でございませうので、当時の地区の役員さんたちにはそのことはきちんと説明をされて納得されてあります。

ただ、負担金という問題が出てくるわけだすけれども、この防衛庁の補助金を使うとかなりの制限とありますかね、建物の構造等には厳しい規定がございまして、耐震性とか風水害には耐えられるような建物じゃないとだめということで、御存じと思ひますけど、当施設は鉄骨づくりということになってあります。総額25,000千円を超えるような建物になってありますけれども、それに対する防衛庁の補助金が10,700千円、残りについては通常公民館建設等に係ります町の負担というのが1,500千円ありますので、それを加えてあと残りは地区の負担金という形で建設をされたところだす。

今回、このことにつきましては地区に出向いて再三説明をしてきたところだすけど、当時の建設に携わられた方々、役員さんたちがもうほとんど残っていらっしゃらないということ

で、私は一からの説明ということで納得はしていただいたところでございます。

それと経費の面ですけれども、建設当時から町の施設ということではありましたが、当時のコミュニティセンターの管理運営委員会というのがすぐに立ち上がりまして、これは区長さんが兼務をされておったわけですけど、その方と町とで委託契約を結んでおります。その中身につきましては、管理に係る経費はすべて地区で見てくださいと。そのかわりそこで上がった収入については、すべて区の方で収納されていいですよという内容になっております。だから、管理委託に関する町の負担というのは発生しておりません。当然収入はそちらの方に行きますので、町の条例上は使用料としては何も上がっておりません。

それから、市の所有は当時から地区の方にはわかっていたのかという御質問でございますけれども、今申し上げましたように、当時の役員さん方にはその辺は納得の上で防衛庁補助金を使いますということで説明すると、役員さんは納得はされておりました。ただ、一つ問題が出てきたのが、それがきちんと地区民の方に周知をされていたかということがありまして、今の役員さんたちは当時の役員さんじゃございませんで、当時は地区民ということになりますけれども、そういうことは知らなかったという方が多くございましたけれども、先ほど言いましたように、一からの説明ということで今回御納得をしていただいたところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

大体の説明はわかったわけですが、ただ、今の嬉野市の中にも結構こういう防衛庁補助じゃないですけども、農林関係の補助とかで、やはり地元負担金と補助金を合わせたやつとかいろんな地区公民館、コミュニティセンターはあると思うんですよ。ただ、防衛庁だからそのときはできなかったと。地元の方には移譲できなかったという考えでよろしいわけですね。

そういう中で、それはそれとおいといて、嬉野市の中にはコミュニティセンターというのがカ所あると思うんですよ。市の直営ですよ。それを考えたときに、この大野原コミュニティセンターというものも直営でできなかったのかどうかですね。今回、条例改正をされるわけですが、やはりこのあたり指定管理者に移行される根本的な理由は何だったの

か、そのあたりをもう一回お聞きしたいのと、委託管理では発生をしていないという、収入に関してはですね、というのはわかったんですが、基本的な電気料ですよね、先ほど言いましたように保険関係、これはあくまでも町の所有物であれば町が支出するのが本来じゃなかったかなという気がするんですが、その点についてはどうだったんですか。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えします。

当時は町の所有ですので、当然そういう措置を講ずるのが本当だったと思いますけれども、ここについては地区の集会施設という要望があったということと、実質的に言えば大野原区のそういう公民館的な施設として利用されるという大きいものがございましたので、そこについては地区の方でお願いしますという当時の区長さんとの契約の中で交わしてあります。

今回、保険料なんかも当然市の負担ということになるとは思いますけれども、それについても今農協の方の建物更新保険の方に区の方で入っていただいておりますけど、これは解約をしていただいて市の方で加入するという形になるとは思います。

なぜ直営じゃないかということでございますけれども、仮に直営ということになりますと、まず地理的な問題ですね。特にこっちの本庁での直轄ということになりますので、地理的な問題がございます。あと直営となりますと使用願の受付とか、それからかぎの管理とか、当然だれかを1人あの施設に置くか、それとも近くのだれかに臨時でも雇って置くという形になりますので、それよりも今までどおり管理をしていただいた区の方にお願いした方が経費的にも有利であるという判断をいたしまして、今回、指定管理者ということをお願いしております。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

過去に関しては今さらいろいろ言っても始まらないわけですが、このコミュニティセンターのやはり今までの運営そのものがずさんであったというふうな気持ちを受けるわけですよ。だから、その当時の区との契約がそうであったにしても、建物自体はあくまでも当時の嬉野

町の持ち物だったわけですから、義務的な経費についてはやはり責任を持って嬉野町が見てくるべきだったわけですね。そういうものに関して今後は嬉野市を見て再度確認をしていただきたいのが、そういう物件がほかにないのかどうか、それを再確認していただきたい。もしそういう物件があれば、速やかにやはり改定をしていただきたいと、まず要望をしておきます。

直営的にはやはりかぎの保管とか、遠いから清掃関係の経費がかかるんじゃないかなという気はするわけですね。そういう中で財政的な中、あるいはいろんな管理の面においては指定管理者制度をせざるを得ないと、そういうだけで今回一部改正を行うということで理解をしいいわけですね。 はい、わかりました。

議長（山口 要君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「関連」と呼ぶ者あり）

田中議員。

7番（田中政司君）

1点だけ。大体このコミュニティセンターの今までの経過というのは大体把握をできたわけなんですけど、今後、あるいは今回、要するにそういう使われ方をしていたあのコミュニティセンターを、要するに補助金はもらっていると。市の持ち物だと。払い下げというか、そこら辺の検討というのをしたのか、絶対できなかったのか、そこら辺をまずお聞かせください。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

払い下げということでございますけれども、これはもう一番最初にこれは考えました。防衛庁の方にもお尋ねして確認をしたところですけど、これは国の補助金の規定がございまして、通常補助でつくったそういう施設については、その施設の耐用年数期間は名義の変更及び譲渡はできないという国の法律の中に定めてあるわけですね。そのとおりのことしか防衛庁も申されませんでした。ここの建物が鉄骨ですので、今の基準でいきますと50年が耐用年数ということになりますので、今のままでは50年間は譲渡も名義変更もできないということですね。ただ、いろんな負担割合等もございまして、大野原区からはぜひ区のものになる

ようにという強い要望もあっておりましたので、それとあと、これは普通の民間にお譲りするわけじゃなくて、大野原自治区というきちんとした地縁団体でも登記所に登録された認可を得た半分公の団体になっておりますので、その辺もひっくるめて、もう一度防衛庁の方に出向いて名義変更できないかどうかちょっと協議に参りたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

確認なんですけど、今課長がおっしゃったのが当然一番最善策だろうというふうに考えるわけですね。ですから、ぜひそこら辺のことを訴えながら防衛庁の方と再度交渉の方をお願いしたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

答弁は。答弁はいいですか。

太田議員。

12番（太田重喜君）

所管ではございますが、実はあそこのグラウンドはどういうふうになっているか、管理その他。それとあそこの桑の木、大桑、あれが市の所有物なのか、あるいはだれの所有物なのか。というのは、前段の方で言えば、グラウンドを使用してあそこを使いたいというときには、どことどこにお願いすればいいのかという点がございますので、この際グラウンドも含めて指定管理制度にのせられないものかということと、あわせましてあの桑の木がどういうふうになっているのか。そして、以前嬉野町時代も鳥足の出るように元の状態に掘り下げてくれということは一般質問等でも何度も申しておったわけですが、実は今月の台風前の15日に私は地元の人から言われて見に行ったわけなんですけど、あそこ桑の木はどういう状態にあったか執行部の方々は御存じかどうかと思いますけど、害虫の発生により9月15日にはもう葉は1枚もついていない状態だったんですね。非常に弱っているんですよ。それで、鳥足が埋まってしまっているということの電話をしたときには何度も私たちも申してきたわけですが、あの桑の木の管理、グラウンドの管理まで含めてそういうことはできないのか、あるいはもう1点が、あそこのゲートボール場は所有はどういうふうになっているのか、その辺を含めて説明願いたいと思います。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

答弁をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

まず、大野原地区の運動広場につきましては、市の施設として条例上規定をしております。それから、桑の木につきましては、文化財指定をしております。所有は地元所有だと思っております。文化財の指定をしております。（「ゲートボール場は」と呼ぶ者あり）

ゲートボール場は、運動広場の附属施設一体としての施設というふうに考えております。

（発言する者あり）

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

ほかの体育施設等もありますので、その辺、再度検討させていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

ゲートボール場については、地元の人たちが草むしり、その他一生懸命やっておられるのは見ております。それと、桑の木については、あれは地元と、恐らく大野原区のものというふうな言い方だと思いますけど、地元の人たちは町の施設で町がああいうふうに土を盛ったんだから、当然その後を引き継いだ市が、あときちんと樹勢回復のために鳥足は出すべきだと、こういうふうなことで私の方にも電話があったもので、改めて木の状態を見に今年15日に登ったわけです。それで、なるほど桑の葉は全然ついていないという状況で、木はあれだけ別樹木になって間違いなく地元の分ですか、あれは。ゲートボール場と一体化した施設の

中において工事はその当時町がしてますけどね、どうなってますか、その辺は。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

底地の所有権、登記簿上の所有権までは私確認はいたしておりませんが、合併協議の中で町の施設という形で私たちは協議を進めてまいったところでございます。後だってきちっとした確認はいたします。

議長（山口 要君）

ほかにありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

私は、産業委員じゃございませんので、詳しくはわかりませんが、ここでお尋ねしますけど、まずこの施設が先ほどの数字と少し違うようですが、私が知り得た数字では防衛庁の補助金が13,000千円で、地元が12,000千円と、合わせて25,000千円でできたということですが、何年前にできておったのか。それから、耐用年数は鉄骨ですから、30年ぐらいあると。その中で30年ぐらいは防衛庁のいわゆる息がかかっておると。

これは私の部落では、農水省の補助金ですけど、私ちょうど会計しておりましたからよく知っておりますけど、16,000千円でこういうような今でいうコミュニティセンターができたわけですよ。そのときは半分が農水省補助で、その後は各記録を約3年か4年か日誌をとりなさいということで、それで今はもう全然そういうことはなくして、それからもう15年以上になりますかね。そのまま部落の所有権でありまして、先ほど出ておりましたけど、これは防衛庁に当たって、防衛庁と農水省といえ、どちらかといえ余り変わらない省庁ですから、言えはできるんじゃないかと、もう一度確認してみてください。その辺は絶対でけんですかね。できる可能性はありますか、払い下げ。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えします。

ちょっとこの場で絶対できる、できないという返事はちょっとできません。とりあえずちょっとこの議会が終わった後に防衛庁の方に出向きたいと思います。しぶとくちょっと食い下がってはいきたいと思いますが。よろしくをお願いします。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

これは大事なことです。うちの部落では結局、塩田にも何件かそういうふうなコミュニティセンターがその補助金であると思います。ですから、後で出てくる、いわゆる団体、中島さんを中心に役員を決めて、それがし大変な記帳もしていかにやいかんと。それからまた一方では、町の持ち出し金も今回500千円予算化してあると。普通の公民館で1円もどこも補助は受けておりませんので、これ払い下げが決定したらもう地元のもので、普通の一般の公民館とみなしてもいいわけでしょう。答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えします。

払い下げが可能となった場合は当然区の所有ということになりますので、それは区の公民館としてでも区の集会施設としてでも、これは自由に使われていいと思います。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

この議案資料を見まして、なるほど117,600円の今年度ですけど、結局、大野原地区とか教育関係には減免で無料であると。そうすれば1時間当たり200円で1年間の収入、あるいは来られるお客さん、どのくらいぐらい想定されますか。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

今回の条例改正については、同じ塩田の方にございます楠風館の条例を参考に改正を行っているところです。

使用料については、地区でどういうふうなあそこの利用をされているのかといいますが、大野原の小・中学校がございますので、そこの親御さんたちが子供たちと一緒にいるんな活動をされているというのが今の施設の利用の状況です。特に、轟小学校の生徒さんたちとの交流も行われております。それと、今回この自治会の役員さんの中に女性の方がいらっしゃるわけですけど、この女性の方がそういうPTA活動も一生懸命されておられますので、ぜひ区外からの利用者がふえるように収入を上げるようにお願いしますということで申し上げましたところ、非常にやる気を出されておりました。あと、これは大野原地区でないとなかなかできないというのもあると思います。例えば、高原がございますので、そこでスキがいっぱい出ますし、そういう地理的ないいところを利用すればもっとお客さんもふえるんじゃないかというふうに思います。今回、この条例、それから指定管理者、両方とも可決いただければ、うちの方と一緒にってそういう利活用の方法を共同してやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

じゃ、関連の質問をさせていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、私も新人議員で、この大野原コミュニティセンターが何で指定管理者になったのかというのが全くわからない状態で、今回ずっと質問をされたり答弁を聞いたりしていることでやっと、そこら辺まで理解できました。

確認させていただきたいのは、1,000何百万という地元負担金があり、15,000千円ぐらいもあれば公民館というのは大体希望どおりじゃないにしても、それなりの建物は建つと思うわけですね。そこで、当然補助のあつぎももっとよか建物のでくっばいと、大野原の住民の方は恐らく思われたんじゃないかと思うんです。立派なものできてよかったなど。しかも、これはおいどんのもんばいと、地区の住民の方は恐らく感じとんしゃったと思うわけ

ですよ。課長が今先ほどおっしゃられたように、そう思っていたらうと、今の役員さんたちがですね。当時の役員さんたちはもう亡くなられたのか、もう存在されなくて、現在の役員さんたちは当時の地区の住民の方であることを今聞きました。神近議員が保険関係のことをお尋ねになられましたけれども、当時の役員の方が、これは市のものであるということを知られていたならば、当然保険は我々が掛けなくてもいいと思われたんじゃないかなと、自分は今感じましたので、頭から地区の大野原区の方で保険を掛けられ、ずうっと今日まで続いてきたと、そういうふうに解釈していいわけですかね。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

当時の運営のことですね、私は携わっておりませんので、記録だけでしかちょっとお話しできませんけれども、もうすべて経費については地区で出してくださいと。そのかわり収入も全部取ってよかけんというふうなお話がされております。建物の火災保険だけを市が見るけんということになれば、すべてお任せするというにはならないということになる。そういうことでされているのかなあという憶測でしかできませんけれども、今議員発言されたように、それが一番最初に私も言われました、地区からですね。早く言えば今までの掛け金はそいぎどがんなとかなというふうな話もされましたけど、その辺もすべてうちも区もその辺の確認をきちんとせずにきていたという部分もありましたので、今回からこういうことでやりますからということで説明申し上げて、あとはうちの方で掛けますからということでお話をさせていただいたところです。

以上です。

議長（山口 要君）

園田議員。

5 番（園田浩之君）

当時の役員の方はもう存在されてないと。現在の役員の方にこのことを説明されて、十分に御理解がもういただけているわけですね。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えします。

ちょっと4月の初めぐらいからこの話はさせてもらっておりました。当時の役員さんじゃなくて建設委員会というのが当時できておまして、その建設委員会におられた方がお一人もう長老の方ですけど、いらっしゃいまして、その方は役員じゃないですね、当時は。この役員じゃなくて、別の建設委員会というのができて、それに携わった方が1人だけ残っておられました。その方は部落に対しての説明会を当時うちの方から行っているわけですけど、そのときの正式な記録じゃなくて自分なりの記録というのを残されておまして、その方が少し当時のお話を今の役員の方にはしていただきました。町に対する要望といいますか、陳情といいますか、そういうのも当時はこうやって持っていったとばいというふうな話もしていただきましたので、今の役員さんはすべて御了解をいただきました。それで今回、指定管理者ということになりますけれども、申請をしていただけますかということで今回その申請を出していただいたところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

最後の質問です。

じゃ、当時の役員さんの方たちが地区住民に十二分に報告というか、伝達が十分でなかったと解釈すればよかわけですかね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

答弁要りません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第116号の質疑を終わります。

次に、議案第117号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

今回の駐車場の一部改正に伴う条例なんですが、まず、いただいた資料の13ページですね、これに平面図ということで今回、第2駐車場予定地の略図的なものを書いていただいております。

ます。これを見たときに、一応今駐車スペースはあくまでも一般車両の駐車スペースを予定してあるわけですね。可動式ということに書いてある、これフェンスか何かだと思うんですけども、これが移動することによって大型車両が駐車できるのかどうかですね。それとも、あくまでも大きな大会等があるときにだけが、この可動式というのが動くのかどうか。

それから、この条例の中の使用料ですね。この200円というのは私設の駐車場も200円でございます。それについては問題ないと思うんですが、大型車両が400円というその根拠ですね。大型車両であればスペース的に一般車両の約4台分ぐらいはとるわけですよ。そうなったときに、ちょっと400円という値段が余りにも安いんじゃないかなという気がするわけです。単純な考えでいけば4台分のスペースをとりますので、四二が八の800円、最低でもやっぱり800円ぐらいは必要じゃないのかなという点があります。

それから、これを利用する際について料金ですよ、それが結局、一般車両の分と大型車両の分の2階建ての料金システムになっているのかどうかですよ。それが結局センサーで一般車両なのか大型車両なのかを判別するのかどうか。その大型車両というのもバス関係でいけばマイクロバス、通常あれは中型になるんですが、あれも結局は大型扱いという形で持っていたときにセンサーが、仮にセンサー扱いとすればセンサーの感知としては、車高からいけば多分大型で感知すると思うんですよ。そのあたりの取り扱いもどういうふうにする予定なのかですね、そのあたりまで突きとめて今回の条例改正ができているのかどうか、このあたりでとりあえず第1回目の質問をしたいと思うんですが。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

資料の13ページの御質問に、まずお答え申し上げます。

この可動式については、ちょっとというと模式図ということで御理解いただきたいと思えます。この可動式のところにある部分のところを大体マイクロ、大型車両ということでちょっと考えておったわけですけど、後で予算の中で出てきますけれども、ある程度利用料を算定するときの大体スペースがこのくらいあればいいだろうということでこの絵は書いたものです。だから、実際、観光シーズンになりますとたくさん御利用いただければ、当然そのスペースがかなり必要かというふうになれば、これを動かすということで考えております。

それと、総体等いろいろ等があったときには、これを全面的に一般車両をかなり少なくして全部無料に開放することもありますので、このような絵をちょっと書かせていただいているような状態でございます。

それと、値段につきましては、確かに御指摘のように利用スペースからすると4倍程度になるかと思えますけれども、あくまで大型については、第一に考えましたのはマイクロバス、それから貸し切りバスですね、そういう嬉野に来ていただくためのお客様に対しての料金ということで安く設定したということの考えが一つあります。そういうことで、400円程度でいいんじゃないだろうかということで設定を申し上げております。

それと、最後の質問ですけれども、料金の取り方ですけれども、これが私たちもどのようにしようかということで、ちょっと余計なことを申し上げますけれども、このインターの借地については3年間ということで暫定的にお願いを申し上げております。その中で非常に設備投資をかけるわけにはいきませんでしたので、今の大駐車場にあるような安価な機械を設置したいということで考えております。それで、基本的には利用するお客様にお願いするのは、旅館関係にとめられる場合は大型のマイクロ以上については400円入れてくださいということをお願いを申し上げようかということで考えております。それで、200円を入れて、帰りに超過料金ということで200円入れていただくようなシステムをまず考えております。

ただ、それでも余りにもこれがきちんとされなければ、先ほど議員がおっしゃいましたようにセンサーで感知するシステムで、もう一つ400円の料金箱をセンサーであくような形の分を考えようかということは考えております。

そういうことで2段、できればそういう格好になるわけですけど、あくまで暫定的なものということでお客様の善意でその400円は払っていただきたいということの、今のこの設置のシステムはそういうふうになっている状態でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

今、部長の御説明を聞くと、一番最後の料金徴収ですよね。部長たちはあくまでも旅館のマイクロバスとか貸し切りバスを限定にされてお話しされてますよね。それについては今部長が言われたような旅館関係に結局お願いをして大型、マイクロバス以上をとめられるとき

は一応200円だけれども、また追加料金として200円払って出てくださいということはお願いはできると思うんですよ。

ところが、一般の大型車両の駐車の場合、嬉野町内回ると夜間、結構貨物関係のトラックがとまっておるんですよ。結局、県道とか大きな市道関係にはとまっていません。ちょっと外れた農道とか山道のところには結構とまっているんですよ。というのは、嬉野市在住の方が運送会社に勤めておられて、そのままそのトラックで嬉野に帰ってこられていられるんだと思うんですよ。結構目につくんですよ。それから、長距離関係がやはり睡眠をとるために国道34号線の俵坂のパーキング関係、あのあたりにも結構とまっています。昼間もとまっています。ああいう方々が利用された場合は、あくまでも200円なんですよ。そうになると、そこで公平性はなくなるわけですよ。幾ら入り口に大型車両は400円ですので、400円払ってもらおうといっても、料金システムが200円であれば200円しか皆さん払わないと思うんですよ。結果を見てということであれば、それは余りにも私は野放図過ぎるんじゃないかなと。あくまでもこれは公営と言いながらも、これはお客さんから料金をいただく一つの営業なんですよ。だから、いろんな施設を使うときも、当初予算のときも言いましたけれども、無償で結局公営施設を使うこと自体はナンセンスだと。やはり受益者負担は最低でも要るということを申し上げたと思います。

だから、こういう駐車場においてもやはり最低の料金というのはわかるんですが、だから200円というものに対しては私も異存はございませんが、大型に関しての対応の仕方というのが余りにもちょっとずさん過ぎるんじゃないかなという気がするんですよ。利用者に対する心の問題とおっしゃいますけれども、あくまでも営業というとり方をしていただけないだろうかという、これが民間企業でこの駐車場経営をするなら、もう一月もたたないうちに赤字でペアですよ。これはあくまでも税金を投入した公営駐車場だからそのような考えができるんであって、運営ができるんですよ。だから、3年間という限定の中でも、あれはリースでできたんじゃないですかね、パーキングシステム。3年間のリースで組めば結局3年間の借地が終わった後でもリースは解約できるわけですから、そのあたりの対応をして当たり前じゃないんですか、部長いかがでしょう。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

確かに議員の御指摘の点は十分理解し、また、そのようなことが当然起こり得る可能性があるなということは承知しておりました。

ただ、スタートといたしましては、特にここをお借りして利用者の方のいろいろ総体なり各旅館さんの利便性について、その辺を検討した結果でそのような形の設置をさせていただきました。ただ、その後にやっぱり今議員御指摘のように、市内にあちこちに大型の陸送関係で所有だけお持ちで会社に置かれるところを非常に苦慮されているところもあるかと思えます。その部分になりまして確かにそういうケースが出てくるかなということは、これをしたときに確かにその検討もさせていただきました。ただ、これについて、もし大きなのを置けば果たしてそれが借地料と見合うかどうかという検討もちょっとさせていただきましたけど、果たしてそれだけの投資をしていいものかどうかというのもちょっと検討して、やっぱりお客様の善意にすがっていいかということに考えております。

ただ、それである程度調査をさせていただいて、決まった方がいらっしゃればその辺できちっと対応をさせていただければどうかなと思えます。ただ、二段構えで私は解決策みたいなことを申し上げましたけど、それは確かにそのような考えではいけないと思えますけれども、実際運営して大型車両が余りにもたくさんとまるようでしたら、一般の車両が逆に非常にとめられなくなる可能性がありますので、その辺はまた条例等も含めまして逆にある程度車種を限定する方法もあるんじゃないかなと思います。そういうこともちょっと含めまして、先ほど議員がおっしゃったような設備をまず考えてもいいなという感じも今思っております。そういうことで、ちょっとこれでスタートの考えが甘いという御指摘は当然お受けいたしますけれども、次の解決策については早急に対応を考えたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

何ともまだ納得はできないわけですね。やはり部長としても先ほど2回目の質問で言ったときの懸念はあるわけですね。費用対効果の収支をした場合はどちらが得なのかと考えれば、やはり余りにも高額になるんじゃないかなという懸念があるということですけども、やはり不公平さとかそのあたりを考えたときは、どうも私としては納得はできないなという

ところがございます。ですから、これは多分第1駐車場でいけば前納式ですよ。それについても結局駐車可であるか、不可であるかというライトまでつけるわけですよ、確実に。前納であれば、そこまでしてもらわないといけないわけですよ。

ただ、最後の質問で次がないもので、もう一回聞きますが、第1駐車場のときの料金システムは、パーキングシステムは元中央駐車場で使っていたやつを流用したから前納式だったんですよ。もったいないからということで利用されたと。前納式で仮にお金を払って入れなかったら困るからということで、いいか悪いかの表示だけをつけていただいたわけですよ。今回は新設ですよ、パーキングシステムは。そうなった場合は、前納じゃなくて後納でいいわけですよ。だから、まず後納にさせていただければ一番問題がなくなるんじゃないかなという気がするわけですよ。

私の聞き違いかもわからないけれども、第1駐車場と一緒にの形態というふうなことをおっしゃったもんですからね。第1駐車場と一緒にということは前納方式ということですから、だから、新しく新規にリースをされるわけですから、その時点で後納式に変えれば問題ないわけですからね。そのあたりの検討がもう一回できているのかどうかという点と、あとは部長が言われるのもわからないこともないんですが、使用料の400円についてはよしと考えても、やはりシステムの200円、400円の形態がとれないということに関しては、やはり最初の運営からすればちょっと問題があると。そこはもう一回検討されて、パーキングシステムに関して2段階方式が本当にどうなのかをもう一回御検討いただき、そのあたりでまた使用中身を見て余りにも大型がとまるようであれば、やはり料金設定の改定も必要になってくるんじゃないかなと。

各種旅館、あるいはイベント関係でマイクロとかバスが来た場合は、やはり大会とかなんとかで来られるわけですから、減免的なことでそこでまた先に、仮の話ですよ、800円なら800円払っていただいて、後ほど400円なら400円とかお返しをするとか、そういうふうな対応もしていいんじゃないかなと思うんですよ。大会等で来られる方はもうわかっているわけですから、どういう地区から、あるいはどういう学校から何台来るといのはわかっているわけですから、そこは後ほどの返済という形をとられても結構だと思うんですよ。そのあたりで、やはり一般車両とそういう大会で来られる車両というものを確実に区別ができるようにやっていただきたいなと思います。部長いかがですか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

まず、前段の件ですけれども、前納式、後納式というのは、そこまで詳しく調べておりませんけれども、大体利用していただくときに取るのが普通じゃないかということで、ほとんどそのシステムに機械はなっているということで聞いております。

それで、今の形を私が申し上げているのは、あれが駐車場システムの中では一番安うございます。だから、例えば後納式、いろいろカードを入れて時間を確認するというような形になると3倍以上のシステム料金になるわけですので、まず借地で短期間で行うにはこれがベストだろうということで、こちらの判断であれを選択した経緯がございます。

それと、後段の方で議員が御質問されました減免なり後でバックをするとかいろいろな方法については、まだ利用状況を見ましてその辺は必要であれば、また12月等に改定ということも考えてみたいとは思っております。

ただ、今回これを出ささせていただきましたのは、第1の理由にも申し上げておりますけれども、高校総体でほぼ11月ぐらいから普通に使えないということで早急に検討して持ち主の方に相談を申し上げた経緯もありまして、確かに御指摘の点でちょっと配慮が足らなかった点はあるかと思っておりますけれども、その辺実際公平性をきちっと期すべきだという御指摘も真摯に受けとめまして検討をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

7番（田中政司君）

1点だけです。大体の内容はわかったんですが、この条例の中でいわゆる「大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を含む車両の利用ができるものとする。」とありますよね。ちょっと部長の説明の中でよくわからなかったんですが、初めから、いわゆるこれはふれあい対話集会の中で、市内の旅館さんに大型バスで来られた方の駐車場の確保が非常に難しい点があると、そういうことでここを大型バスもとめられるような形の駐車場を市で確保する。そういう中で、先ほど部長が申されましたけれど、初めから大型貨物がとまることも考えないことはなかったというふうにおっしゃいましたよね。じゃ、この条例で大型自動車、いわゆる貸し切りバス、マイクロバスに限定ということは考えられなかったのか。いわゆる

大型貨物を除くという形の駐車場の利用というのは考えられなかったのかどうか、そこら辺1点だけお聞きします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

神近議員の御質問の中でもございましたけど、確かに公平さを期すという観点でいきますと、ここを果たして規制できるかということは検討いたしました。ただ、市としての考えとしては対話集会等、また地元の旅館関係の観光客の利便性のために何とか市営の持ち物でこういう利用形態を別にでも確保していただけないだろうかという要望は確かに何件かございました。そういうことで、ターゲットとしては確かに嬉野に来られるお客様に対してのマイクロ・貸し切りバスを対象に当初は考えたわけですが、ただ、検討していく段階ではやっぱり一般の大型車両も規制できないんじゃないだろうかということで、あえてこの語句を入れさせていただいております。ある意味では料金の取り方がちょっと不明朗という御指摘もいただきましたけど、ただ、利用形態からいきますと果たして車をそこで選別して区別していいかということで、ちょっとその辺は悩んで最初からそれを外していいということにはならないだろうということで、何でもいいということではないですけども、一応この文言も入れさせていただいたということでございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第117号の質疑を終わります。

次に、議案第118号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。平野議員。

19番（平野昭義君）

これは私、所管ですけど、非常に大事な問題ですから、皆さんとともに改正については理解しておきたいと思います。

まず、このことについて来月からの実施ということにここに書いておりますけど、大体嬉

野市全体でどれくらいの世帯、あるいは人数がこれに該当される予想の方がおられるのか、これを一つと、それから、これは特に中身については4番の70歳に達するところの10分の2が10分の3になると。これは非常に負担金が多くなると思いますので、今までの方は10分の2で、多分今入院されている方もそういうことでございますけど、そういうふうなことで広報とか、あるいはいろいろな市民の方に御理解はどういうふうな手だてをされるのか、まず二つについてちょっと。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、対象者ですけれども、全部で247人いらっしゃいます。それとあと広報関係ですけれども、これは6月議会の委員会的时候に文教厚生委員さんの方に御了解を得まして、健康保険法が変わるということで事務を進めさせていただいてよろしいでしょうかというふうな了解を得て所得等を調べまして、先ほどの該当者の方に御連絡を申し上げまして、2割が3割になる方については保険証を発行する事務はもう進めております。

それで、今議会で議決をいただければ委員会的时候にも配付いたしました国保だよりを行政嘱託員さんを通じて配付するようにいたしております。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今非常に高齢者の方が悩んでおられるのは、一つは定率減税とか、それから所得割控除がなくなったということで、ことしは非常に各家庭で何で保険料が上がったのかとかいろいろ心配があられるやに、今度は病気をすればさらにまたこういうふうなことになるということですので、本当言えば老人会とか、あるいはそういうところでもしよければ、もしこれが否決すればそういうことになりましようけど、なるべくなら時間がちょっと拙速じゃなかったかなというふうにも思います。それで、247人の方には一応文書で差し上げておられるか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

もちろん個々に所得関係を把握いたしておりましたので、個々にいきさつを書いて、そして通知を差し上げております。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

もう最後です。

これについて、今の方々は恐らく健康な方もいつ病気になるかわかりませんから、そういうふうなことで中にこれに対する余分なことでしょうけど、アンケートとか皆様の意見とかそういうふうなことも、これは余分なサービスですけど、そういうふうなこともなされた経過もありますか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

今度の国保の改正に伴ってですか、一部負担金の変更に伴うことですか。いや、そういうふうなアンケート調査は行っておりません。これは、今回は健康保険法等いろんな法が改正になって、以前から新聞とかテレビなんかで放送はされておりますので、完全ではないでしょうけれども、ある程度は負担がふえるんじゃないかというようなことは御存じだと思うんですけども、そういうことで国保だよりでの通知はしますけれども、アンケート調査はとっておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

19番の関連ですけれども、今回の国保の一部改正ということで2割から3割負担というふうなことで247人の対象者があるということと言われておりますけれども、非常に今日医療

費も高く住民負担も非常に求められております。よって、このことと、もっと下の出産育児一時金というようなことがありますけれども、これと別に条例一部改正をすべきではなかったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えいたします。

これは施行期日が10月1日であるということと、それから、ほかの社会保険とかいろんな共済組合とかそういうふうな含めて同時の改正ということで、嬉野市の国保条例の一部改正を今議会に一緒をお願いしているところです。県も国からの通達に基づいてそういうふうな条例改正案もあっておりまして、今回の改正をお願いしているところです。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

中身については説明があったんですけども、この一部改正においては一部負担の2割から3割ということと、もう一つ下の出産一時金の現行が300千円から350千円というのはよしとしても、どちらの方にどういうふうな私たちの判断をすればいいのか、議決事項でありますので、どういうふうな見解をお持ちなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

ただいまの御質問は、負担を強いる分と、そしてまた50千円を引き上げる一時金ということとちょっと性格が違うわけですけども、負担を強いる方は今の現下の医療費の増嵩、やっぱり幾らかでも皆様にも負担を多くしていただくということでの改正であるし、また出産育児一時金につきましては、今、少子化が進んでおりますので、1人でも産み育てやすくというふうな観点からの改正でございますので、同時にということ判断をよろしく願います。御理解をよろしく願います。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

なかなか私たちの判断のことも非常に危惧するわけですが、負担は247人に求めて、給付は下の出産一時金については50千円アップということで、どちらの方に判断を示すのか、この条例の一部改正についてはなかなか判断しがたいと思いますが、そのあたり市長いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員の御発言についても、御指摘については理解をするわけでございますけれども、これにつきましてはやはり国保全体の安定運営という中、そしてまた国保全体の中での重点施策という中で進んでおるところでございますので、やはりどちらかを否決してどちらかを賛成するというのではなくて、国保事業全体の運営の中での政策のとり方ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。（「関連。一つだけ」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

分割してしてもらおうと議員として判断がしやすいということだと思いますけれども、一つは247名の方、所得ですけれども、これ何百万ぐらいか、そこだけ。その人たちが担当部長として高額所得者というふうに判断をされるのか、そこら辺だけ。1回だけの質問で終わります。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

これが高齢者の2人世帯の場合が年収5,200千円以上です。単身世帯では年収3,830千円以

上の世帯ということになっております。全体から、高齢者の医療受給者数からいけば全体の5.4%になっております。4,586人中247人ということで5.4%ですけれども、対象の方を見ておれば、ある程度高額の方がいらっしゃるようでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑なしと認めます。これで議案第118号の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、お願いをしておきたいと思います。所管の委員会の分につきましては、一般的な説明はあっている分もありますので、できるだけ御遠慮いただくようお願いをいたします。

次に、議案第119号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

企業誘致条例の見直しということで提案がなされているわけでございます。今回の増設に対する見直し、これによって既存の企業における雇用促進の可能性はあるのかどうか。それと、今日まで企業誘致をした会社の中で従業員数というのは大体どのくらいおられるのか。例えば、A社は何名くらい、アバウトでいいですけど、そういうのがおわかりであればですね。

それともう一つは、一般質問でも出ましたけれども、企業誘致についての今後のタイムスケジュール、これについて助役で結構なんですけれども、どのようなお考えをお持ちなのか、そこら辺だけお答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

今回のさきの一般質問でも御意見がありましたように、雇用奨励金の制度につきまして見直しを行っております。それで、この見直すことによって市内在住者の雇用が図られるということで市勢の発展にも貢献するということで今回お願いしております。それで、見込みとしましては、今回の改正によりましてやはり雇用の拡大に寄与するのではないかと考えて

おります。

それと現在まで、まず塩田地区で把握しておりますが、従業員数ということでしたが、大きいところでは280名、企業別にじゃなくて（「企業誘致をしたところで一番少ないところだけ教えてください」と呼ぶ者あり）一番少ないところでは14名という、一番大きい企業で全従業員が280名、小さいところで14名という状況でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えいたします。

企業誘致のタイムスケジュールということで御質問がございましたけれども、一応企業誘致につきましては、かねて今回、市長の対話集会でもあっちこっちで要望があったところがございます、できるだけ早いにこしたことはございません。ただ、流れといたしましては、工業団地の立地調査、これは今進めておるところでございますが、どこに位置をするのかというような調査を今しているところでございます。あと、位置が決まりましたら地権者の調査、それに用地取得の同意の取りつけ、そしてその後に土地の売買契約、そしてその後いろいろな法の規制をクリアしなければなりません。公害関係だけでも相当数の大気汚染、悪臭、水質汚濁、いろいろなことがございますので、そういったものをずっと法的な規制をクリアする必要がございます。そういうことからまいりますと、全体としてやはり3年ないしは5年、いわゆる用地取得関係におきましては、いろんな問題点が生じてくれば、またいろいろその期間が長くなってくるといようなことが考えられようと思います。大体早くて5年程度は見ておかんといかんじゃないかなというふうなことで、今考えておるところでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

一つは、県下を見れば、御存じのとおり県のトップになった市もあるわけですね。ほとんど新聞紙上見てみますと、市、10市ありますけれども、全部企業誘致をするというふう

に首長あたりも明言されておられるし、現実もう行動されているところもあるわけですね。

この諸条件の整備の準備のために3年か5年間ということではなされておられますけれども、これが果たして競争率非常に厳しいわけで、打ち勝てるのかなという一抹の不安を感じるわけですね。もう少しスピード化して、いわゆる企業誘致するためのセールス、これも並行してやらないと無理なんじゃないかと。九州で何百という自治体が企業誘致、企業誘致とおっしゃるわけなんで、これまた絵にかいたもちになりませんかというふうに心配をするわけです。旧嬉野においても町長がトップセールスということで関東の嬉野会とか関西の嬉野会とかいろいろアタックをされたけれども、オーダーメイド方式でやると言っておられましたけれども、できなかった。こういうことを思うときに、果たしてこれで5年後でというのがいいのかなと。例えば、並行してやっぱりそれなりの企業に対するアタックはせにゃいかんと思うんですよね。そこら辺について、市長自体はどのようにお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の企業誘致の推進につきましては以前からお答えしているとおりに、とにかくできるところからやっつけていこうということでもまず取り組みを始めておるところでございまして、もう既に県とも十分協議をいたしております。そういうことで、私自身もトップに立って県内外に出ていくつもりではおります。そういうことで、今御承知のようにいろいろなところで動きがっておりますけれども、そういうことで情報を仕入れながら動いていきたいということでございます。

ただ、以前からお話ししておりますように、ここ10年以上、この塩田地区におきましても企業誘致活動というのは積極的にはなされてこなかったということでございますので、手持ちが正直ないわけですね。ですから、手持ちがないままに行って太刀打ちできるかということで助役にも指示をいたしまして、できるだけ適地を早く用意できれば用意しようということでも今動いておるところでございます。しかし、議員御発言のありますように、そういうことを別にしてトップセールスということは継続的にやっつけていかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに。平野議員。

19番（平野昭義君）

これは私も一般質問を再々しておりますけど、先ほど助役が答弁ありましたけど、また助役をお願いしますけど、いずれにしても、せっかくの企業誘致の条例が10人から5人までとして販路を広げたと。企業の方が来やすいような状態をつくったというようなこととか、それから嬉野市にあったお茶と温泉とか、いろいろそういうふうなことを含めた文書、あるいは広報を出身の、こちらから行かれた大阪、東京、名古屋に会社されている方々にも本当はやっぱり知らせるべきであって、そういう気持ちがあるのか。私、鹿島印刷のことを、これ公言して言われましたから言いますけど、去年2億円の売り上げが3億円になったと。ということは、非常に東京は好景気と。ですから、そういうふうなことをもっと情報を5年とか6年とか気の長いことを言わんでも、あしたからせにゃいかんと思う。そういうふうな気持ちがやっぱり通じるわけです。そういうことについて、ちょっと答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御質問でございますが、あしたからでもという気持ちは確かにございます。この前の一般質問の中でも5番議員の方から指摘がございましたように、そういう気持ちはありますけれども、先ほど市長が申されましたように、いわゆる受け皿が、基本的に私は立地をしてある程度のめどがついた段階でこちらの一致した面積なりそういったものをやはり相手に知らせるべきでございまして、ある程度のそういった基本的な計画が整わない限りトップセールスも含めて企業にはなかなか行けないんじゃないかというふうに理解をいたしております。もうしばらくそういった状況を見ていただきながら、今後そういった計画が整えば市長初めぜひ都会の東京、大阪を中心に誘致活動に専念をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

私から言わせれば、それは逆の考えと思います。ということは、例えば、こちらから推進

された社長とかあるいはそういう人がおられると、いろいろメールを送って、おたくにはこういうとがあるですかとファクスか電話で聞かれたと、そういうことがこちらに対する圧力になって弾みになります。勇気が出ます。やっぱりあくまでも100出して100来ることはありませんから、1件でも2件でも来ればいいですから、そういうふうなことでやっぱり外堀から攻めていけば仕事も非常に快活でやりやすい。一応団地をつくってから、それから行きましょうと、そういうふうなのんきなことを言いよっては、これはよそにおくれますよ。私は、セールスというのはそういうふうなものであって、やっぱり外から攻めていくとすれば、それが自分たちもまた押し上げると、そういうことには考えてはおりませんか。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えいたしますが、議員御承知のとおり、武雄市あたりがまだ工業団地がそのまま残っております。今の段階で企業の誘致活動を積極的にするとすれば、もし来るといふ企業があるとすれば、そっちの方に流れてしまう可能性もあるんじゃないかというようなことも考えるわけでございます。

この前大きな企業の相談役と会長が見えられましたけれども、その折にも市長から強く企業誘致についてお願いがされたところでございまして、今後いろいろな関西嬉野会、関東嬉野会、そういったことが開催を予定されておりますので、その折にまたトップセールスとして市長からお願いがあるものというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

話せば話すほどなかなか距離がありますけど、私は、武雄が残っておれば武雄に来られても結構じゃないかと。すれば、塩田に住んでくださいという住宅もあります。ですから、こちらが今ちょっと造成しておらんから武雄で結構ですと。そして、そのうちどんどんどんんしていけば、そのかわり住宅をこちらにお願いしますと、そういうふうないろいろな観点を考えれば人口がふえます。そして税収が上がります。そいけん、私はやっぱりあらゆる角度から取り組みなさいと言っておりますけど、再度。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えいたします。

いろいろな御意見があることは承知をいたしております。したがいまして、議員の皆さん方のいろんな英知をいただきながら今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

5番（園田浩之君）

一つだけ。私の知識として知っておきたいので、一つだけお尋ねいたします。

多いところで200名、少ないところで14名ということをお聞きしまして、企業誘致で来られた企業の数と、それに伴うトータルの従業員の数、その2点教えてください。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

ただいまの進出企業について御質問がございましたですが、塩田地区におきましては久間工業団地を中心にいたしまして7社が他市町からの進出でございます。それと、旧嬉野町におきましては、ちょっと正確な数字をつかんでおりませんが、2社か3社があったものと思っております。従業員の総数につきましては、塩田地区におきましては現在把握できるものが約450名程度ではないかと思っております。

以上です。（「嬉野地区は」と呼ぶ者あり）

済みません。嬉野地区の資料につきましては手元に持っておりませんが、従業員数はそう多くはなかったのではないかと思います。2けた台ではなかったかと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

いずれにしても、後日でいいですので、数の方を、会社の数と人数と教えてください。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

8番（川原 等君）

一つだけお伺いいたします。

工業団地を造成するとなれば相当の負担もかかりますし、企業が来るまではその負担も市で負わなければいけないものですから、県営の工業団地をお願いするということとはできないんでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私もそのことについては戦略の一つであるというふうに理解をいたしております。ただ、先ほど助役申し上げましたように、県営の工業団地の中でもまだ相当売れ残っておりまして、新しい工業団地をつくるということについては県は非常に慎重であるわけでございまして、そういうのがいつになるのか、それは私どももやはり希望としては出していきたいというふうに思っておりますが、まだ県営団地は相当残っておりますので、そこら辺については県の方も慎重になるのではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第119号の質疑を終わります。

次に、議案第120号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

1点だけ、1回だけ質問をいたしますので、懇切丁寧に御説明をお願いしたいと思います。新旧比較表の中で内容が、特定療養費が、要するに今回の改正によって保険外併用療養費

ということに変わったわけですね。この内容に違いがあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

今回の健康保険法の改正に伴いまして、現在まで特定療養費というような用語で使われておりましたこの用語が、今回新たに保険外併用療養費ということでございます。その中で、今回新たに内容的に変わったところは、この保険外併用療養費が二つに分かれまして、その中身としまして評価療養と選定療養というような形でのまた新たな用語が出てきております。これ診療の内容でございますので、余り私も詳細には存じておりませんが、評価療養と申しますのは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきか否かについて適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として同大臣が定めるものということになっております。特に高度医療技術を対象としたものであるようです。

それからもう一つは、選定療養として区分をされまして、被保険者の選定による特別の病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養ということで、現在までの特定療養費を保険外併用療養費と改め、その中身が評価療養と選定療養に規定をされたということでございます。

議長（山口 要君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第120号の質疑を終わります。

次に、議案第121号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第121号の質疑を終わります。

次に、議案第122号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第122号の質疑を終わります。

次に、議案第123号 嬉野市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第123号の質疑を終わります。

次に、議案第124号 指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

これは116号も関連ということなのですが、116号では、指定管理者の一部改正については、当時の流れを見て現在の指定管理者制度をかんがみたときには、もうそういうふうに移行せざるを得ないというところはよく理解をいたしたところでございますが、今回、大野原の自治区が今度指定管理者になるということについて異議はありません。もうそれが一番上等なところじゃないかなという気がいたしますが、この中の資料の5ページ、6ページ、このあたりに結局、18年度、19年度、20年度の収支予算書というものがついております。これは一般会計の補正予算の方にも絡んでくるんですよ。それを見たときに今回、半年分でマイナス100千円、来年度、再来年度マイナス200千円、ということは、これは一般会計の補正の方にちょっと絡むんですが、今年度はマイナス100千円だから多分100千円の委託料と、来年は多分200千円の赤字だから多分200千円の委託料がつくんじゃないかなという気がするわけです。そうなったときに通常の公民館運営を考えたときに、これはどこの自治体であろうが、自分たちの公民館であるにとらえたときには、維持管理については自分たちの自治体がやるんですよ。そして、区民の皆さん、あるいは区の行事として使われるときは多分、条例の中にうたってあるように減免措置がとられると。ただし、区民が個人的な法事であるとか、いろんな家庭内の催し物であるときは使用料としていただくと、そういうことに関しては条例を一部改正の中でもうたってあるように、それはわかるんですよ。

そういう中で結局、次年度においては35千円の収入であると。それを考えたときに、17年度の決算を見たときに修繕費は幾らかの増減があると思うんですよ。そう思ったときに約90千円、実質的には17年度は86千円何ぼ、上下があるとして約90千円、修繕費が幾らかかるとしても100千円を超すことはないだろうと思うんですよ。そういう使われ方の中で、収支の

35千円を差し引いた場合はマイナス65千円という数字が出て当たり前なんです。とすれば、結局、維持管理のマイナス分の補てんと考えれば年間65千円前後というのが妥当なんですよ。

第116号のときにも質問関係でしましたけど、そのときの質問とちょっと逆の言い方をするかもわかりませんが、結局、大野原の自治区がこれは自分たちの公民館だという認識を持っておられるならですね、逆にですよ、やはり一般的な公民館の運営と同等な考えで運営をしていただきたいと思いますと思うわけですね。何で100千円とか来年度の200千円の数字が出てくるのかといえば、要は委託料の中に清掃費として出てきているわけですね。それが大幅な結局マイナス要因になっているわけですよ。

一般的な公民館の運営の中で清掃というものは、各班の割り当てとか、そういう中で月に一度清掃をやられているのが普通じゃないかなという気がします。私も自分の自治区の中ではやはり月に一度とかあるいは班に対して来ますから、その中で結局何カ月に一度とかという当番の中で公民館の清掃に行きます。それは仮に今月9月ですが、9月は仮に何班という割り当てが来ます。そういうときに結局月2回清掃に行くんですよ。内部の清掃、外部の清掃ですね。それは自分たちの公民館だからこそやっているわけですよ。そういう考えを大野原の方も持ってらっしゃると、それは聞いているわけですよ。ただ、自分たちが補助金をもらって自分たちも出資金を出してつくった公民館だけれども、あくまでも登記的には市のものだというだけです、はっきり言えば。だから、それを考えたときに、私はこの収支の予算書の清掃費という根本的な考え方がいかなものかと思うんですが、そのあたりはどうなんですかね。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

これは先ほどの条例の改正のときにも申しあげましたように、市の施設ということで直営か指定管理者かどちらかという形になるというお話をさせていただきました。当然どちらで管理するにも清掃は必ず必要になるということになります。今回地区に出向いてお話をしたときも、もう市の施設であるならば市で全部管理をお願いしたいというお話もありました。これはそういう今までは区の集会所ということで区のものだと思っていたという方もいらっしゃいましたので、そういう方は特にそういう御発言がありました。当然市の施設となりま

すので、清掃から何から全部市で見なきゃいかんというのがもうこれは原則ということになります。公民館としての利活用というのもされているわけですが、あくまでこれは市の施設というとらえ方をすれば、当然清掃費かれこれも直営すべきものが出てくるということになります。そこで、今までどおりの清掃については地区の回しでお願いしたいということでしたところ、自分たちの施設は自分たちで出てるけれども、市の施設であれば市の方でも幾らか負担をしていただかんといかんようになるねという話で、今回この分を計上させていただきます。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

逆手にとられてきたわけですね。そしたら聞きますよ。清掃は、そしたら市の持ち物だから市がやるもんだということと言われてますけれども、そしたら志田焼の里、あるいは楠風館は今回指定管理者になりませんでしたけれども、あの中に私は清掃費というものは市が、そんなら志田焼の里ですよ、指定管理者になってますよね。そこはそしたら市の方から清掃費として出てますか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

さきにお願ひしました志田焼の里博物館の指定管理者制度につきましては、清掃費という名目ではございませんけど、職員の配置に係る人件費を計上させていただきますので、その中の清掃もその人件費の中での作業と考えられると思います。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

ですよ。それは結局その人件費というのがある。あくまでもそこを管理される方が結局、管理する施設の清掃をされるわけですよ。そう考えたときに、この中に人件費という

項目はないわけですよね。だから、人件費としての項目であれば私としても納得はいくわけですけれども、清掃費というところでこれだけの金額が発生するというのがなかなか理解に苦しむと。年間200千円ですよ。結局、消耗品、光熱費、電気代、ガス代、水道代、し尿くみ取り費、これはそこを使用するから発生するんであって、使用しなければこれは発生しないわけなんですよ。それを考えれば、私はこの200千円のマイナスというものがどうしても理解ができません。もう一度御説明ください。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

議員御指摘のとおり、清掃費というのは人件費ということになります。備考の欄の方に掲げておりますように時間当たり630円、これについては今の楠風館の管理上もシルバーの方に清掃をお願いしておりますので、その同じ単価ということしております。答弁としては先ほどと同じような形になると思いますけれども、人件費としてここは計上すべきだったと思いますけれども、そういう地区からの要望といいますかね、そういうこともございましたので、この項目としては清掃費という形で計上して申請をさせていただいているということでございます。この分については一応5人分の4時間という計算で出されておりますけれども、あと協定書も今から結ぶということになりますので、その辺のところでも議員御指摘のお話はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

先ほどのことと関連しますけど、今までは結局、普通の公民館のようにしてやってきて、たまたま防衛施設庁の方の補助があるから市にしなさいというふうなことになるって聞きましたけど、先ほどの課長の答弁では、防衛施設庁に早速、農水省あたりの補助も、半額補助も全部部落に投げ出しになっておるから交渉してみましようということも聞きましたので、その交渉の済むまでは今までのようにしてこれ取り下げたおっていいわけですか。（「ちょっとよく聞こえなかったの」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

もう一度御質問願います。

19番（平野昭義君）

実際私もその現場に行っておりませんから、わかりませんが、結局、先ほど防衛庁に行つて、あるいは何か連絡して補助を一応払い下げてもらうとなればあくまでも嬉野市の財産であつて、それはもちろん大野原地区の人の財産で譲るということになりましたけど、ですから、今までの管理は恐らくきょう新規に発生したことじゃないならば今までのとおりにしていって、防衛庁が有無の判断をするまではちょっとこれはそのまま一応廃案していっちょくという方法はありますかと。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

今の御質問ですけれども、指定管理者にはせずに、防衛庁の返事が出るまでは今までどおりでできないかという御質問でしょうか。

冒頭説明いたしましたように、これは地方自治法の改正によりまして指定管理者か直営かどちらかで管理をなささいという法律に変わっております。今現状は委託契約を結んでいるわけですね。これができないということになりますので、それは法律上でいきますと、今の委託管理制度はもうできないということですので、直営か指定管理者かどちらかという、これどちらかを選択しなきゃいかんということになるわけですね。それで今回、指定管理者をお願いしたということでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

それで、今まで委託契約をしておれば今、神近議員の方から申されるように200千円、特に清掃費あたりは150千円幾らも要ると。普通の公民館はお互いに自分のうちの部落のものだからといって、いわゆるボランティアで全部どこでもしておると思います。そういう意味では、委託契約したときにもこういうふうな予算でやっておられましたか。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

これもちょっと冒頭説明いたしましたように、委託契約の内容については収入はすべて地区の方の収入にしてください。そのかわり経費についてもすべて区の方で見てくださいという契約になっておりますので、旧嬉野町での負担というのは無料ということになります。負担がないということですね。そういう委託契約内容になっております。

以上です。（「最後です」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

ですから、防衛庁としっかり駆け寄って解決すれば、いわゆる委託契約、またはそういうふうな自治公民館の立場で、嬉野市は恐らく久間地区にも54個ありますから、それ相当にあると思いますから、何かここだけ変な指定管理者とすることをどうかというふうに皆さんが感じておられると思いますので、そういう点、努力してみてください。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

所管委員会のことですが、関連質問いたしたいと思います。

先ほど質問した桑の木について明確な所有者がだれかわからない状態、今までの管理者はどうなっておったのかということと、現在では桑の木の枝が、枯れ枝を切ってあるのが見てわかるとおり、今ちょうど坊主になっておるけん、見に行ってもらうと一番わかると思いますけど、大体、大木の枝を落とすときは分岐の根本から落とさなきゃなんのに、分岐より1尺以上離れたようなところから落としてあります。そういうことも木を傷める原因ではございしますが、あの桑の木の管理は市の指定の文化財ということで先ほど答弁を受けたわけですが、所有者については明確にわからないという段階ですが、この桑の木の管理ということもその管理費の中にリンクして一緒をお願いしてはどうだろうかと思うもので、ただ、土地がまだはっきりわからない。ただ、地元の人からの話をじいっと聞きよって、あれはあそこのときに一括して行政のものになっているはずだという考え方で私に連絡を受けたもので、あれが地域のものだという考えは地元の人にはないようであったものでですよ。

それと、ただ、今まで何人もあそこの鳥足を出してくれという要請のときに、今まではこう考えよってみて、あれは地元んとやっけん、うちでできませんよということは一言も答弁の中になかったし、工事をしたのは嬉野町時代の嬉野町でありますし、この件について元の原状復帰をさせた上でこれも一緒に委託できんもんかと。特に地元の人たちが、地元にあるまずよそにないような桑の木の大木でございますので、あれだけ大きい桑の木は私も話聞いたことございません。まだ勉強不足で調べていないわけでございますが、桑といえば、現在嬉野はお茶だけでございますが、かつては嬉野のお茶よりも産出額が多かった時代も20年ぐらいあります。ほかの記述でも。そういうふうな大事な遺産でもございます。これもきちんと守るについては市の指定文化財だと言いながら、虫があれだけついておってもだれも見や来んやったということを聞いて私も慌てて見に行ったわけでございますが、管理は市はしていないと。これも一緒に管理してもらえれば地元の人たちが、ああ、虫がつきよると、枯れ枝が多いということで枯れ枝を落としてくれたりするんじゃないかなろうかと思っておりますので、このことについてはさっき質問したときに答弁漏れになったままになっていますので、御答弁願いたいと思います。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

先ほどから所有権の問題についてあっておりまして、私の方もきちんとした形で旧嬉野町所有という登記簿上の確認はしていないということで御答弁をしたとおりでございますが、文化財指定を受けているということで、あの桑の木が随分弱っているというふうなことで樹医の方に診てもらうような方策とかした方がいいんじゃないかというふうなこともありましたので、現地の方に赴きまして状態等を把握しながら一応確認はしたところでございます。

（「答弁になつたらん、いっちょんわからん」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

土地の所有、全体的な土地の所有がどこになっているかということ答弁……

社会教育課長（石橋勇市君）

ですから、所有権につきましては、後日確認させていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長、答弁を求めます。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も引き継いでずっとやっておりますけれども、桑の木の御意見がございまして、今御発言のような困いをしたり、そして樹医さんにも診ていただいたこともあるんじゃないかなと思っております。それは、いわゆる以前から文化財として指定がしてありましたので、そういう作業をしたということです。ただ、いわゆる土地の所有者とか管理については議論もしたこともございませんでしたので、これは調べてからはっきり御返答申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

行政財産か所有者が別におられるかわからんところを調べもせんで工事をしたて、そんなずさんなことを一般的にやっておるんですかということを知りたい。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私の町長就任以前の話でございまして、ですから、工事をそこまで含んでやったのか、また御承知のようにゲートボール場とか、それからスロープとか、そしてまた運動広場とか、そういうところを工事をしておりますので、どのような経緯で工事があったのか、そこまで含めて調査をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

よろしゅうございますか、発言は。（「結構です。さっきの後段の分、リンクでけんかというところ。市の財産であればリンクでけんかということ」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる指定管理者制度の詳細の中にそういうものが入っているかどうか、もう一回調査をしたいと思いますが、私が承知しておりますのは、建物施設ということでございますので、いわゆる文化財的な樹木ということが指定管理者制度の中に適合するかどうか、そこらは調査してみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。議案審議の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて議案審議に移ります。

議案第125号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから9ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで9ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書、議案書10ページから22ページ、歳入予算全部について質疑を行いま

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算22ページまでの質疑を終わります。

次に、歳出、事項別明細書23ページから36ページまで、第1款・議会費、第2款・総務費及び第3款・民生費について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

24ページの財産管理費の中の情報発信室設置工事についてお尋ねをしたいんですが、今回、こういうふうに情報発信室ということで設置をされるわけですね。業務の内容としましては、市の情報全般の発信のため、観光パンフ、行政情報、イベント情報などを一括してここに置き、訪れた新聞記者等に情報の提供を行うと。また、ケーブルテレビのスタジオとしても利用したいということで一応御説明は受けているわけですが、それでは、この部屋において現在広報の一環として行われているホームページ、それから毎月出しておられる市報、その業務についてもこの情報発信室というところでとり行うのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回お願いしました情報発信室につきましては、それぞれ塩田、嬉野2町とも努力をしてきたわけですが、新しい自治体をつくりまして新市としてできる限り適切な施策を行い、また、その施策について理解を求めていきたいということで、私どもの情報等につきましても、できる限り発信をしていきたいということで準備をするわけですが、今回お願いしましたことにつきましては、いわゆる箱といいますか、部屋を用意したいということに関連してのお願いでございますが、その場合やはり人的な問題とか、また組織的な問題とかそういうことも検討していきまして、やはり情報発信能力を強めていきたいというふうに考えております。

そういうことで、議員御発言のように今市報が主になっておりますけれども、市報の関連のものとか、それからまたホームページの関連のものとか、そのほかまたいろんな情報発信手段もあるわけですので、そういうものを総合的に扱えるようなまずは人の育成と、

そしてまたシステムも開発しなくてはならないと思いますので、しばらく時間はかかると思いますけど、将来的には議員御発言のような趣旨に沿って今回はスタートをしたということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

将来的には、ここでホームページも市報も扱っていききたいということですね。

そういう中で、市報は市報として今1人の担当がおられると思うんですね。その方が一生懸命毎月毎月つくっておられるわけですがけれども、この方がそしたらこの情報発信室の方の一つの部署という取り扱いになっていくのか。それとも、その方は今までどおり市報の担当であって、この情報発信室とは全く違うのかどうかですね。将来的にここを一つの部署として情報を発信していく上に当たってこれからの課題として、市報はあくまでも行政の一つの広報紙ですがけれども、行政委託をしてホームページの方に重点を置くという傾向が今後出てくる可能性があるのか。というのは、やはりホームページというのは毎日毎日更新していけばいろんな情報を入れられるわけですね。毎日情報を入れるためにはやはり専門のスタッフが要ると。そうなったときに、やはりホームページ専門の配置が必要になってくると。そうなる一つの部屋にやはりホームページ担当者、あるいは市報担当者というふうになってくるわけですがけれども、そのあたりを結局、市報については月1度ですから、それは業務委託に持っていくと。ただし、ホームページに関しては今回、次のページにも載っておりますけれども、いろんな意見や要望等の今度回答されるわけですね。それに対する対応もしていかなきゃならないと。ですから、今後はホームページの方に人的な配置が重要視されるんじゃないかなという気がするわけですよ。そのあたりを含めて、そのあたりのホームページの今後の取り扱い、あるいは市報の取り扱いの将来についてどういうお考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

将来的な課題ということで御回答をしたいと思っておりますけれども、実は私なりに考えておりますのは、市報を今までそれぞれ塩田、嬉野町報ということで主力にやってまいりまして、今でも主力であるわけでございますが、いろんな御意見を聞きますと、市報の閲読率が非常に少ないという御意見もいろいろ聞きます。例えば、各家庭に回りましても戸主の方だけ見られて家族は読んでないとか、回覧板もそうございまして、だから私たちが考えている以上に市報についての閲読率が非常に落ちてきたのではないかなと、そういう時代になってきたということも感じております。

また、ホームページにつきましても、片やそれぞれの御家庭でホームページを読んでいただく方がどれくらいふえてきているかと、まだまだだという御意見もあるわけございまして、そういうことも踏まえて今後の情報発信の仕方と、ほかにまたメディア的にも考えられないかと。例えば、ほかの電波を使って流していくとか、そういうふうなこと、それからまた以前検討いたしましたけれども、例えば、企業の方にも市の情報も知っていただきたいというようなことで、例えばファクスを利用していただいて市政情報を企業の方には流していくとか、そういうこともいろいろ考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことも踏まえて検討したいと思っておりますし、またアウトソーシングの関係もありません。実は、市報の発行とか、ホームページの変更とか、そういうものにつきましてもはできるだけ外部の御協力もいただきながらとれる時代が来るのではないかなというふうに思っております。職員といたしましては、市報のいわゆる情報収集といいますか、そういうノウハウのところをしっかりと抑えていって、あと市報の制作とか提供とかにつきましても外部にお願いしてもいいのではないかなというふうなことも考えておりまして、それを情報発信室だけでやるのか、そこまで外部に発注してやるのか、そういうことも踏まえて将来的には幅広く検討していければというふうに私なりに今考えておるところでございまして、今後また担当とも協議しながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

おおむね大体的には理解をしたわけですがけれども、最後に1点だけ、では、この情報発信室にはやはり企画課の方から専門職という形の中で1人配置を考えていかれるのかどう

か、その点だけお聞かせください。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

将来的には、充実してきましたらそのようにできれば一番いいと思っていますけど、今のところちょっと人的にも非常に融通がつかないところがございますので、将来的な課題としてはそのように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

33ページの老人福祉費についてお尋ねしたいと思います。

今度介護保険制度が改正になりまして、嬉野市においても包括支援センターが設置をされておりまして、今回予算で2人の嘱託職員というふうなことで計上されておりますけれども、今回、万全な体制ができていますかどうか。包括支援センターにおきましては保健師とか社会福祉士、あるいはケアマネジャーとか、そういった国家資格を持った人を置かなければならないわけですが、今後、介護保険制度が変わって要支援1と要支援2、これのケアマネの策定をしなければならないという状況になっておりますので、要員体制は確保できたかどうか、その点。2名の関係については資格を持った人を採用してあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、現在、嬉野市の福祉課の中に設置をいたしております。嬉野支所の福祉課の中に設置をしております。現在、保健師1名、ケアマネジャー1名、それから社会福祉士1名と3名体制でやっております。ここで1名の新たな嘱託職員の追加でございますけど、これにつきましては保健師の資格等を持った専門の資格を持った

方を1名増員をお願いしております。このことにつきましては、6月の議会の折にも御質問がございましたけど、地域包括の対象者がかなりふえた中で介護保険制度の中で、先ほど申されました要支援1、2の対象者を新たにまた介護予防事業の方で対処をするということで、ケアマネジメントの作成にかなり労力を要します。これにつきましては前回と違ったのは、各施設においてケアマネジャー1人当たり8名というような規制が今度の10月からということで前回御報告申し上げておりましたけど、これが国の制度がまた見直しになりまして、来年の3月までは一応制限を持たないと、8名以上でも構わないというようなことになっております。ただ、それにしましても対象者の数がかなりふえたということで、今回、包括支援センターの体制の充実のために1名の増員をお願いしております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

1名の増員ということについては、保健師というようなことで伺ったわけですが、嘱託職員の給与で国家資格の保健師が雇われるのかどうか、その点お尋ねしたいと思いますけど。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

これにつきましては、一応八口ワーク等を通しまして、そういった対象の方をお願いしたいというふうに考えております。

議長（山口 要君）

いいですか。

田中議員。

7番（田中政司君）

24ページの財産管理費についてお尋ねをいたしますけれども、先ほど条例の改正の方で出てきたわけですが、インターの第2駐車場、この借上料なんですけど、大体月220千円の借上料ということでございますが、まずお聞きしたいのは、ここを買うという計画はなされたのか。なされたとすれば、どれぐらいのその値段だったのかというのを、まずお教え願いますか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

今回のこのインターの借地につきましては御相談を、高校総体の理由がまず第一でございましたけど、そういう形でお願いをしたわけですが、当時平成8年まで嬉野町としてお借りした経緯がございます。平成になってから。そのときにやっぱり求めたいという考えは当時はあったと思います。それで非常に値段的というよりか、財政事情で断念した経緯がございました。今回いろんな形でまた次にこの所有者がお貸しになって、今回こういう交渉でお願いを申し上げたわけですが、希望は条件が整えば買いたい意向は当然でございます。ただ、相手があることでございますので、値段的なものとかこちらの財政事情、それからいろんな要件等がまたございますし、また議会の御理解等も必要かと思っておりますので、その辺は全くこれを買うことを想定しなかったかということはありませんけれども、一応そういう事情は検討をすべきだろうということは考えております。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

将来的には相手との交渉になると思いますが、値段的なもの等においてある程度納得の線がいけば、将来的には買いたいという考えであるというふうに理解していいかなということだと思っておりますけれども、これを今借りているわけですが、高校総体に向けてというふうな答弁だったんですが、何年契約でこれを契約してあるのか、将来的にも高校総体終わった後も継続して借りていく考えなのか。それと、いわゆる駐車場としてだけの契約なのか。例えば、ここに収入を生むような何なりかの施設とかそういうものを仮に建てるというようなことも考えた契約なのか、そこら辺お答えいただけますか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

こちらの意向としては、議会の承認と、また用途についてさまざまな要件が出てくれば当然求められれば求めたいという意向ではございますけれども、どういう形になりますか、

その辺のもろもろ先ほど申し上げました要件があるかと思えます。

それと、この契約年数でございますけど、今回の交渉の段階で御相談を申し上げた中で、基本的に建物を建てるとかという条件的なものまではお話をしてないわけです。ただ、お借りするにして、高校総体だけということでは1年でいいかという問題がありましたけれども、ただ、3番目の要件、また2番目のふれあい対話集会の嬉野にお見えになる大型バスのことも考えまして一応めどを3年ということをお願いを申し上げました。それはこのインターの機械のリース料の算定もございましたので、3年ぐらいでしないとちょっとリース料が非常に高くなりますので、一応3年をめどをお願いできないかということで御相談を申し上げました。その点については御了承をいただきましたので、いいということでした。

月額220千円ということでございますけれども、これが適正かどうかというのは相手の条件等もありましてこのような格好になったわけですが、年限としては3年ということをお願いして、その間にいろんな事情ができて要件がそろえば御相談をさせていただきたいという意向は持っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

金額が相手方がどれぐらいで考えてらっしゃるのか、あるいはこちら側が買うとすればどれぐらいなら買えると考えられるのか、そこら辺ちょっと数字的なものは総務部長わかれば、どれぐらいの値段だったら買えるとか、あるいは向こうが、相手方がどれぐらいなら売ってもいいと考えなのか、そこら辺、最後にわかればお教え願いたいんですが。

それと、ここ私、以前にも申し上げましたけれども、前の待合所の向こう側の駐車場ですね、あれが非常に今嬉野が新幹線問題あるわけですが、九州号というのが非常に利用者が多いわけですね。予約をしないと土、日は乗れないような状況にも便によってはあります。そういう中でそこに駐車場がまた確保できるとなれば、あの駐車場を利用してのいわゆる九州号で長崎へ行き、福岡へ行きと、非常にこれ多くなると思うんですね。そういう方の駐車場の利用というのも。それを考えた場合に、それによる九州号への効果というのもあると思うんですよ。そういうことを考えれば、いわゆる九州号さんに対しての何らかの支援とい

ますか、例えば、ここの駐車場を借りるに当たってのいか分かの九州号さんからの、どう

言ったらいいですかね、そういう市としての要求をなされたのか。あるいは金銭的なものができないとなれば、いわゆる車内へやはり観光のためのパンフレットの配布だとか、そういうことを当然考えていかれてもいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。そういうことを考えられたのかどうか。結局、前段の金額の問題と九州号さんに対すること、これを最後にしたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

金額につきましては、まず私たちの嬉野市としての適正な金額というのは、まだ鑑定等も必要かと思しますので、適正な金額という形では申し入れをする段階には至ってないと思いますし、また幾らが適正かというのも資料的に持ち合わせておりませんので、それはちょっと不明です。

ただ、この借地をするときに相手方とお話をしたときはどのくらいというのは、今だったらこのくらいだったらいいですよというような話がありましたけど、とてもそれはちょっとここでは申せないと思しますので、かなり高額な金額をお話になりました。それではちょっと私も買えないなという感じは持ちました。

それと、後段の九州号の件でございますけど、これは総務企画委員会で御指摘をいただきまして、確かにそうだなということで私たちも反省したところでございます。ただ、まだここを駐車場として利用しておりませんので、こういう形の計画がありますというのもまた相手に言える立場でもございませんでしたので、こういう案を確かに考えなくてはいけなかったなという反省はしておりますけれども、ただ、それを聞いてすぐ相手様に九州号にこういう計画がありますという形はまだ議会も開かれて議決もいただいておりますので、その分の交渉は当然すべきだと思いますけれども、まだそこまでは至っておりません。ただ、御指摘のように、ぜひその話は設置費用という形はできないと思しますので、今議員御指摘のようなやり方で何らかの形の申し出ができればと思いますので、それはこれが承認いただければぜひやりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

34ページですね。宅老所の開設支援事業の問題でございます。これにつきましては県が2分の1、市が2分の1ということで補助をなされるわけなんですけれども、この宅老所は今回のこの2件を含めて嬉野市で最終的には何件になるのか。そして、今までやっぱりこれNPOなんですけれども、いろいろ議論が嬉野町のときもあったわけですよ。同じNPOでなぜ出さないかという意見もあったし、いろいろあったわけです。以前に開設された宅老所もあるわけですよ。その人たちから見れば不公平じゃないかという議論になってくると思うんですよ。ただ、この宅老所の場合はやっぱり市が主導権を握っておるわけですね。申請があって市が承認した、そして県に申請して、そして両方から補助を出すという制度でありまして、あくまでも主体的なのは市であるというのは当然わかるわけです。しかし、人道的なものとして、やっぱり私が申請をしたときは補助金がなかったという、こういうことが出てこないかと非常に危惧するわけです。そこで、そういう人たちに対する対応、何かの対策を講じられてきたのか、あるいは今後講じようとされているのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

現在、嬉野市に宅老所が何軒あるかということでございますけど、現在、嬉野市に既に設置がされている分につきましては、私の知っている限りでは2件、そして今後予定をされているのが宅老所1件、それに塩田町の中に、これは会社組織でのNPOじゃございませんので、宅老所と正確に言えるかどうかわかりませんが、会社組織の法が1件計画がされているというふうに、ただいま4件の宅老所、それと、これはまた別の形でございますが、今回予算を上げておりますように、老人と子供、障害者一緒に地域の全体としてそれを運営していくということで共生ステーションが1カ所一応予定をされております。

補助の内容につきましては、大体宅老所の考え方としましては各小学校区に1件ぐらいを予定しております。したがって、今後新たに同じ校区で既に補助を受けられた施設がある場合につきましては、その校区につきましては補助の対象としないということで一応要綱

上はそういうふうにしております。これにつきましては先ごろの議論もありましたように、同じ区内に宅老所が集中した場合に、やっぱり利便性は確かに高まりますけど、そういったものの運営自体が困難になる可能性もあるということで、そういったふうに考えております。

それで、補助がなかった段階でできた宅老所についてはどうするかということでございますけど、この補助要綱自体が設置に関する補助でございますして、既に設置をしてある宅老所等につきましては現在のところそういった補助制度を考えておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

宅老所の数なんですけれども、非常に需要と供給、これを考えていかないと非常に共倒れになるというふうに結果なると思うんですよね。既存の大きな施設も今あるわけで、校区に一つということでありましたけれども、もう一回確認しますけれども、校区に一つは行政としてはしょうがないのかなという感じだと思うんです。それについては今後補助はあり得ないということでもいいのか。それともう一つは、後段の件なんですけど、私が先ほど1回目と言いましたように、非常に不公平だなということを以前に開設された方は絶対思われると思うんですよね。そこら辺をどのように担当課として払拭されていくのか、説得をしていくのかというのも一つの課題だと思うんですけれども、そこら辺の対応はもう少し具体的に考えておられたらお示しをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

校区に一つという考え方は、先ほど議員がおっしゃった過当競争と、そういったことも配慮をしまして宅老所の設置につきましては1カ所を考えております。ただ、この宅老所の設置につきましては、これ共生ステーションも同じでございますけど、県の補助金を受けた事業につきましては市の補助金を給付するというふうな形での性格でございますので、この宅老所の事業が平成15年から県の方で補助金の制度がございますけど、これがいつまで続くか、

ちょっと先の見通しが今の段階ではなかなかつきにくい状態でもあります。したがって、県の補助金が衣がえをして同じような形で何か別の制度でのってれば、そういったことで考え方としましては将来にわたり校区に一つぐらいの宅老所が必要ではないかというふうな基本的な考え方は持っております。

それから、既に設置をされた方のNPOで立ち上げを既にされているのを承知しておりますけど、これにつきましてはNPOの指定を立ち上げの段階で受けられなかったとか、あるいはこれは旧町の時代でございますけど、そういった段階でなかなか予算の枠がなかったということで、その段階では補助の適用がなかったというふうにお伺いしております。したがって、今後例えば、ほかの面で宅老所から衣がえをされまして何か別の施設にもっと大きな施設、あるいは併設の施設等を考えられた場合は、当然その補助対象があればその補助の対象となりますけど、現在の宅老所だけの運営につきましては今のところ運営に関する補助はございませんので、建設に関する補助金制度でございますので、現在のところは、現在のままの宅老所であれば、ちょっと補助金的な性格の給付はできないかと思えます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

最後ですけれども、福祉部長が言われたことで現在、宅老所をされている方が納得されるかどうか私も疑問に思っておるところでございます。もう少し検討していただきたい。

もう少し振り返りますと、今、宅老所をされている方、その開設時に例えば県の企業支援等を積極的に進めたとか、そういう経緯についてはあられるかどうか、そこだけお答えをいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

現在、補助金の交付申請を出されている分につきましては、県の企業支援という形での支援を受けられているとはお聞きしておりません。以前の既に立ち上げられた方につきましても、ちょっとその件につきましては調査をしておりませんので、不明でございます。（発言する者あり）

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時31分 休憩

午後 1 時32分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

じゃ、山田議員、いいですね。

山口議員。

13番（山口榮一君）

32ページの19節ですけれども、先ほどちょっと話が出ましたが、地域共生ステーション推進事業ですね、これは具体的にどういうふうなものか、宅老所とどう違うのか、詳しくお願いいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

地域共生ステーション、「ぬくもいホーム」と通称申しますけど、これにつきましては、県の方で平成17年度からの新規事業でございます。昨年度からの新規事業でございます。目的としましては、子供から高齢者まで年齢を問わず、それから障害の有無にかかわらず、だれでもが自然に集まり、住みなれた地域の中で安心して生活していくことができるよう、さまざまな福祉サービスを地域住民やCSO（これは市民社会組織、あるいはボランティア等が協働して支援していく拠点を整備すると。宅老所につきましては、これは特定の高齢者福祉サービスの一環ということでNPO法人が運営をしてやっていくということで、その差は、先ほども申し上げましたように、対象者が高齢者だけじゃなくて、子供とか障害者、そういったものまで含めての施設だということが大きな違いかと思えます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

これは入居する人数は、宅老所は大体10名程度までということですが、これについての制限はありますか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

共生ステーションにつきましては、対象者1人当たりの面積が3平米程度以上のスペースを確保ということで、宅老所は大体10名程度ということでございますけど、共生ステーションにつきましては、その利用の制限人員というのは明記されていないようです。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

そしたら、例えば、部屋が何部屋かあるとした場合に、その中に大体どれくらいという制限もありませんか。（「1人3平米」と呼ぶ者あり）ああ、3平米。（「1人当たり3平米」と呼ぶ者あり）

そしたら、例えば、20名入れようとするときには、それに3平米を掛ければいいということですか。 はい、わかりました。

議長（山口 要君）

ちょっと答弁は。うなずくだけじゃなく、答弁してください。福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

失礼しました。お答えします。

ここで規定がありますのは、先ほど申しましたように、おおむね利用者1人当たり3平米程度以上のスペースの確保ということでございますので、例えばの話でございますけど、20人を利用者とした場合には最低60平米以上の部屋のスペースが必要というふうに考えております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

5番（園田浩之君）

25ページの地域情報化推進費の中の備品購入費、プリンターですけれども、2,730千円ですが、台数が少なければ特殊なプリンターになるだろうと思いますけれども、どういうところに何台購入される予定なのか教えてください。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

プリンターの購入台数でございますが、今回予算でお願いしているのは11台でございます。設置場所につきましては、小・中学校、こちらに9台、これは嬉野小、大草野小、吉田小、塩田小、五町田小、久間小、嬉中、吉中、塩中と、それと、あと2台は市長室と助役室にプリンターがございませんので、こちらに配置ということで、計の11台でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

11台で割ると260千円くらいですかね。学校関係と市長と助役のところプリンターを設置ということですが、250千円のプリンターというと特殊なプリンターに属すると思われますけれども、用途は特殊な用途があるためだろうと思われますが、どういう用途のために。普通、プリンターというと最近はかなり安価になってきておりますので、特殊だろうと思われますが、お尋ねします。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

特に学校ですね、出先ということになりますが、まずオンラインでつながります。通常のパソコンで打ち出す文書類のプリントだけでなく、オンラインでつながっていますいろんな情報もそこでプリントアウトできるということで、特に大きいのが財務会計ですね。これが伝票類ですけど、これの出力が必要となりますので、そういう機能をこれに付加する必要がありますので、この額のプリンターが必要ということになります。

以上です。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

3回目の質問となりますので、これが最後ですが、学校とか、市長室はともかくとしても

財務 LANは、どういうプリンターであろうとLANをつなげばできるはずなんですが、何で学校で財務のプリントアウトが必要であるのか、非常に理解に苦しむ。そういう特殊なことであるならば、本庁とか、そういうところに必要なものをプリントアウトしてファクスでも送ってくれと言えるように自分としては感じるんですけどね。若干でもパソコンなんか精通している方は、今の答弁を聞くと何でかなとちょっと疑問に思うわけなんですけど、最後の質問ですので、そこら辺の答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

学校関係の伝票類といいますと、これは事務の先生が使われるものです。学校で必要となる物品類の支出のための伝票を、これは学校予算になりますけれども、決裁を受けるには学校長の決裁が要りますので、伝票を出力するためにこのプリンターが必要ということでございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

今の説明を聞いていて私も余りわからなかったんですけど、学校関係は伝票関係が必要だから、この財務会計システムのプリンターが必要であるということですよ。そしたら、市長室と助役室にもこの財務会計システム用のプリンターが必要という理由は何ですか。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

直接的には通常は伝票類は切られることはないと思いますけれども、必要のときもあるかもしれませんし、また、この予算で11台ということになっておりますけれども、予算でお願いしている台数、見積もりをとった段階では11台じゃなくて、もっと少ない台数の見積もりで見込んで、11台は買えるだろうということで予算をお願いしているところです。機能としては、伝票を直接出すことは市長、助役はないと思いますので、その辺はまた機種を選定をしていながら、この金額よりもっと安く買えたら、そちらの方で契約はしたいというふうに思います。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

市長と助役にお尋ねをします。

今、半年ほどたったわけですけども、この半年間で伝票を切られたことはございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

財務会計を使って伝票を切ったということはありません。ただ、プリンターが今のところございませんので、パソコンで使ったときに一度一度総務課のところまで行ってプリントアウトしたのを確認して持ってくるというようなことで非常に不便を来していることは事実でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えいたします。

市長と同じく伝票を切ったことはありません。いろいろなワード、エクセル等の打ち出しはいたしますけれども、市長と同じで、総務課にたびたび行ってお願いをしているような状況でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

市長と助役の部屋にプリンターがないというのは不便だと私もわかるわけですよ。その中で、この財務会計システム用のプリンターという、このあたりがなかなか納得できないかなというところがあるわけですね。先ほど企画課長は今後また検討したいという御答弁でしたけれども、今回の予算でいけば、あくまでも9台が小・中学校への財務会計システムのプリ

ンター、あと2台に関しても市長室と助役室と一緒に置きたいということだったんですよね。9台買うよりも11台買った方が安いという理論の中なのかなという気がするわけなんですけれども、もう一度ですね、結局、財務会計システムというこういう特殊なプリンターを入れた方が安いのか。それとも9台は9台として必要である、伝票を切らなければいけないという中で、9台は財務会計システム、あとの市長と助役の2台に関してはそこまで要らない。この11台というまとめた関係がどうなのか、もう一度再度御検討をいただきたいと。やはり特殊になってくるとかなり高いような気がするんですよね。ここにいらっしゃる皆さんもそうだと思うんですけど、ほとんどワードかエクセルしか使わないと思うんですよね。だから、その対応、カラー対応ができればいいんでしょうから、そう高いとは思わないんですけどね。

以上です。答弁はもういいです。

議長（山口 要君）

いいですか。

太田議員。

12番（太田重喜君）

委員会の説明と違うような説明ですけど、もう一度委員会のときにどういうふうに言ったか思い出してくださいよ。委員会の説明と、さっきの企画課長の答弁は大きな食い違いがあるようですが。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

プリンターの購入は11台の予算でお願いしているということです。ただ、この予算を計上するときに見積もりをとった段階では、財務会計システムの機能がついているプリンターでないと、今のネットワークで構築しているシステムが富士通という機械でございますので、それに対応したものでないと、仮にほかのプリンターを入れると、また今のシステムに合わせたような別のシステムを買って、それに付け加えなきゃいかんということで、経費が高くなるということで今回この機種にしたところなんです。

ただ、委員会の説明の折も11台の購入というのは申し上げたと思いますけれども、これでもよろしいでしょうか。

議長（山口 要君）

いいですか、太田議員。（「ちょっと違うもんね」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

25ページ、総務費の企画費の中で、節は15で工事請負費ですね。楠風館クスノ木樹勢回復工事で174千円と。この楠風館のクスノキは、もともと二、三年前からすれば非常に弱ったというですか、もとでいえば半分ぐらいの葉になったと私は見ております。そのことで、この350年以上たつクスノキにもしものことがあれば、楠風館という名前も「楠」の木の「風」と書いて楠風館です。全くそういう用を達せませんが、どういうふうな工事をされるわけですか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

楠風館クスノ木樹勢回復工事ということで174千円計上いたしておりますけれども、楠風館のクスノキの問題については、旧塩田町の時代、いろいろ問題がありまして、樹勢が弱っているので何らかの施しをとということであったわけですが、今回、3年をめぐりまして樹勢回復を図っていくということで、今年度は1年目ということで10月から11月ぐらいに根回しの経費で173,250円お願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

これは大体もっと建設する前からの話ですけど、大体あそこは、皆さん御存じない人もいらっしゃるんですけど、道路よりか下に下がっておるわけですね。ですから、その上に泥を置いて今度は舗装で埋めてしまうわけですよ。というのは、樹勢は高台にあれば非常に回復しますが、埋めれば埋めるほど、特に酸素が呼吸ができておらないと私は常々言ってきたわけですね。ですから、今度たまたま根回しをすると。

そいぎ、根回しの状態は、いわゆる根回しといえば舗装をカッターで切って何かされると思いますが、ひところ、樹木医があれを全部上に上げてせにゃ、とてもだめよという話を

聞いておったわけです。そいぎ、どのくらい要るかというと8,000千円くらい要ると。しかし、枯れるか、芽が出るかは保証はできんと、そういうことまで聞いておったばってん、今の174千円の根回しの次、またその次されるかわかりませんが、根回しの状態で中はどういうふうな 根回しというぎ、どういうやつが根回してわかりはするばってんが、根回しは根を掘るだけですか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

根回しは、御存じのように、根切りをして根を回す。これは造園の方が工事についてはされるわけですので、基本的には3年間で根回しをあと1回して、最終的にはかさ上げをするというようなことで計画をいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

3回目ですよ。平野議員。

19番（平野昭義君）

今、かさ上げの話が出ましたけど、かさ上げがいわゆる数百万円の金がかかりやせんかということも聞きましたけど、私がいろいろそういうようなことで人の話を聞いてみれば、やっぱり酸素をまず送らにゃいかんよと。ちょうどこのことで、あそこの谷所の味島神社がひところ、ふとか木が枯れかけたわけですよ。そしたら、なぜ枯れかけたかといえ、ゲートボールをする方々が狭かもんじゃけんが根まで切ってしもうて、いわゆる樹木の根が狭うなったわけね。ですから、枯れかけたと。そしたら、樹木医の方が来て、また泥をやってしっかり積まれたらもとのようになったという経過もありますので、楠風館のクスノキだけは絶対枯らさんごとして、最小限のお金で、8,000千円も幾らもかかったら本当に皆さんもいろいろありましようから、できれば最小限に抑えてもらいたいと思いますけど、その樹木医は現況から回復するためのお金は大体どのくらい予想しておんさるか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

旧町時代、見積もりについては8,000千円ということが言われておりましたけれども、

8,000千円という数字ではございません。今年度は173,250円と、それから、来年度は約800千円程度、最終的にかさ上げの工事が2,200千円ということで一応見積もりをいただいております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。田中議員。

7番（田中政司君）

25ページ、地域情報化推進費のホームページ改修業務、先ほどの神近議員の質問と若干重なるようなところも出てくるかと思いますが、この1,000千円ですよね。いわゆる今現在、嬉野市のホームページ、私も毎日と言っていいぐらいそのページへ行くわけですが、確かに更新もなされていないし、これじゃなど。はっきり申し上げまして、近隣市の中でもちょっとこれじゃ、せっかくページにお越しいただいた方に嬉野市のイメージを悪くしているんじゃないかなというぐらいに、大げさに言いますと私は思います。そういう意味でのホームページの改修業務じゃないかなというふうに考えるわけです。

そういう中で、この1,000千円という積算の根拠がどこにどういうふうにあるのか。サーバーあたりがどこら辺で検討されているのか、まず、そこら辺をお聞かせいただきます。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えします。

今回、ホームページの改修費用ということでお願いしております。一番の目的は、市民の方々等からの意見をいただく欄がないと。それに回答するところもないということで、まず、これをやりたいというように思います。

それと、ホームページについては、今回の対話集会の折もあちこちの地区からももっと見やすくとか、今、議員御指摘の更新されていないということをおっしゃったので、それらも含めてできればやっていきたいというふうに思います。

ただ、ホームページの全体を変えていくということになれば、これまた相当の費用がかかるとおっしゃるので、今、この1,000千円お願いしております額でできる範囲でやっていきたいというふうに思います。

これについては、見積もりをとった段階での予算要望ということになります。これはその中身もということですかね。（発言する者あり）

まず、ヒアリングと事前打ち合わせ、事前調査等で150千円、設計に150千円です。それから、先ほど言いました改修、これはプログラムをつくっていただくということになりますけれども、これが300千円、それとシステムテストと運用テスト等で250千円、それから、教育ということになりますけど、これはいろんな中身の説明とかいうことになると思います。これが100千円、それからドキュメント作成、これは操作手引書などが必要となりますので、これが200千円ということで、合計1,150千円の見積もりになって、今回、1,000千円のお願ということになります。

以上です。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

非常に今、武雄市なんかでは今回、きょうの新聞だったですか、封筒の公募なんかもいわゆるパソコンのネットオークションでの公募とか、パソコンが一家に1台が1人に1台というぐらいに普及をしまして、我々は非常に身近に感じているところなんです。そういう中で、ぜひともこういうことをやっていただきたいと思うんですが、これをやはり更新、あるいはさっき意見を聞く、要望を聞くとかおっしゃいましたけど、それに対する返答をやはり即時にやっていかないと、日々毎日それをやっていかないと、見ていらっしゃる方は全然来ないんですよ、はっきり言ってアクセスが。こういうことをつくるのは非常にいいことだと思います。しかし、先ほどの情報発信室等の神近議員の質問の中で市長は、いわゆる後々はそういう整備もしていくみたいな答弁をなさったわけなんですけど、これをつくったらつくったで、ぜひ担当の職員でも置いてやはり持っていかなきゃ、つくっても意味がないと思うんですよ。

そういう中で、例えば、県のホームページには「知事の部屋」とか、あるいは武雄市の樋渡市長かどうかわかりませんが、「市長の部屋」とか、直接市長への問題提起とか、そういうところもつくってあるホームページもあります。それぐらいのやはり嬉野市のホームページであってほしいというふうに私は思いますし、ぜひ担当の職員を置いて日々の更新業務というものを行っていただきたいと思うわけですが、市長、そこら辺いかがですか。例えば、

自分の「市長の部屋」あたりをホームページにつくって、自分の日々感じた、例えばブログでもいいじゃないですか。市長のブログあたりをつくるぐらいの考え方があるのかどうか、市長にお聞きします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ホームページの立ち上げ等につきましては、以前もお答え申し上げましたように、合併協議のいろんな経過の中で、結局2町での合併を進展していこうという中で、確かにホームページ等の取り組みはおくれてきたという感覚を持っております。今の立ち上げたホームページにつきましても非常に急いだ形で作り上げてスタートをしておりますので、十分でないというのは十分承知をいたしております。そういうことで今回の予算等もお願いしているわけですが、徐々にぜひ充実をさせていきたいというふうに思っております。

また、担当は一応企画の方でやっておりますけれども、日々更新できるまで、申しわけないんですけれども、人員不足ということもございます。そういうことで、もうしばらく時間をいただかないと、ちょっと厳しいのではないかなというふうに思っておるところでございます。そういう関連の中で、私自身もぜひ積極的に使っていきたいと思っておりますので、そういう点も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

徐々にじゃ、はっきり言って遅いんですよ。つくったら、これが予算通ってどれぐらいに作成できるかわかりませんが、やはりホームページを立ち上げて運営をしたら、その段階でやっていかないと、徐々にとかそういうことを言いよったら、私は今のページと変わらない状態になると思うんですね。結局、一番初め、市長は今のページになかなかアクセス数がないとおっしゃいましたけど、やはり更新をしていないページにはみんな行かないんですよ、はっきり言って。毎日毎日更新がしてあって、やはり何かいい情報がないかなと思ってホームページは見に行くわけですから。特に、嬉野なんかは観光のまちですよ。例えば、自分が

きょう泊まるところが嬉野だとすると、初めてのお客さんは何を見るかという、まず嬉野市を探すんですよ。どういうところなのかなというのをまず事前に予習をする場として、ホームページは非常に役立っているんですよ。ですから、徐々に徐々にとかじゃなくて、ここで予算を上げてホームページを本当につくるんだったら、1人置いてやるぐらいの考えでこのホームページの作成はやっていただきたいというふうにお願いします。

議長（山口 要君）

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）要りませんか。（「市長に」と呼ぶ者あり）市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御意見については重々承知をいたしておりますけれども、とにかく緊急に急ぐところからずっと訂正をしていっている状況でございますので、また今後もお願いをしていながら充実をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

32ページから33ページにかけてお尋ねをします。

32ページの中で扶助費等々を減額されておまして、事業の名称が変わりまして33ページに計上されておるわけですが、32ページで減額された項目が33ページの項目のどれに値するのかお教えいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

今回の障害者関係の予算につきましては、障害者自立支援法によりまして市町村で行う事業が地域生活支援事業ということで一括して10月1日から変更になります。それで、恐れ入りますけど、予算の補足資料の一般会計分をちょっと見ていただいて、そこで一覧性がありますので、ちょっとそこをお開き願いたいと思えます。

議長（山口 要君）

何ページ。

福祉部長（田代 勇君）続

一般会計の5ページが歳出の部に入っております。一般会計の補足資料の5ページでございます。障害者福祉費ということで、主に委託料と扶助費でございますけど、地域生活支援事業に変わった部分の事業がここに一括して計上してあります。減額をされた分が9月で事業が終わった分でございます。10月からは新しい制度に変わるという分でございます。具体的に申し上げますと、更生訓練費、補正前の額114千円が57千円減額をされて補正後の額57千円、これは9月までの分が残って、10月以降の分は下の方の地域生活支援事業の中に更生訓練給付費事業、新たに補正前の額ゼロで補正額57千円ということで計上されていると。そういうふうに新たな事業につきましては補正前の額はゼロでございます、右の方に補正額で上がっている分が、今回、地域生活支援事業として障害者の事業につきまして今後10月1日からの事業費分でございます。

大体上の方に以前あった事業が9月分までの支給で減額をされまして、10月以降が地域生活支援事業でなっておりますけど、この中で若干事業の内容で新しい事業もございます。例えば、地域生活支援事業の中で12千円ついておりますけど、地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）は新たな事業でございます、これは手話とか要約筆記とか、そういった目が見えないとか、あるいは耳が聞こえない方のためのコミュニケーションを支援する、そういった新たな事業、そして、その下の日常生活用具給付等事業が700千円でございますけど、これは以前から補助事業として上の方に700千円減額になっておりますように、それが新たに地域生活支援事業の中に日常生活用具給付等事業というふうなことで、これは名称が変わっただけでございます。

そういったことで、大体上に以前あった事業がほとんど継続をされておりますけど、名称の変更で地域生活支援事業にいくくりになって、その内訳の事業として今後やっていくということで、個々の事業に対する補助制度がなくなりまして、こういった地域生活支援事業にいくくりという形で、今回、数多くの減額と補正をお願いいたしているような状態でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

9月までの分については、重度心身障害者とかというような名前がついておったわけですね。ところが、今度新たに地域生活支援事業というようなことになって、しからば重度心身障害者というのはなくなったのか、それとも一般の疾病者と同じような取り扱いをされるのかというようなのが名前が変わっただけで非常に判明しがたい、わかりがたいというようなことになるわけですね。今、御説明をいただいたように、身体障害者に対するあくまでも支援であって、一般の関係ではないというようなことが今説明にあったわけですし、おおむね状況についてはわかりました。

そこで、あと1点、地域生活支援事業の中の訪問入浴サービス事業というのがあるんですが、これは今までは要するに委託料の中で上がってきておったのが、今度扶助費ということになったわけですね。委託については、ある施設に委託をされて訪問入浴事業が展開をされておったと思うんですが、今度新たに支援費の中で入浴事業をやるということになれば、どういったふうな形で入浴サービス事業に対する支援をやられるのかについてお尋ねをします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

訪問入浴サービス事業、ここで掲げております補正後の額で972千円でございます。これは現在も全体予算、委託料の段階で1,994千円ということで実施をしておりますけど、この訪問入浴サービスを受けられている方は現在塩田町内に1名、これは生まれつきの重度心身障害の方で寝たきりの状態で家族介護でもなかなか難しいということで外部から、これは佐賀の業者でございますけど、佐賀の業者に移動用の浴槽を持ってきていただいて、介護者がついて、そこで洗っていただくというようなことございまして、特に施設の中で行っている事業ではございません。これはあくまで在宅の障害者の方を対象に現在1件だけを予定しておりますけど、はっきり言って対象者が1名でございますので、その方のサービスを今後地域生活支援事業で引き継ぐというような予算の組み方でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

現在、対象者が1人ということなんですが、これは全体的に調査をすれば、もっともっと対象者というのはおられるんじゃないかなというふうに思うんですけど、実際に市としてこういった在宅入浴を希望されていらっしゃる方というのはいないわけですかね。もしあるとすれば、今、対象者は1人だけれども、3人あれば3人ともそういった介護をやるというような考え方があるのかどうなのかですね。だから、特に、そういった希望者があるとすれば、その方たちに対する介護というのは今後もやっていただかなければならないし、もしふえても、ふえただけの対応をしていただかにはいけないというふうに思うわけですし、最後の質問ですからいろいろ言えないですけども、ぜひそのことはふえても減っても実行していただきたいというふうに思うし、それからもう一つは、さっき言ったように調査をした上で何人対象者がいらっしゃるのか、そこら辺も具体的にやっていただきたいなと思うわけですが、いかがでしょう。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

入浴サービスにつきましては、現在、在宅の方で施設を訪問されて、それは介護保険のサービスの一環というような形で、これは福祉施設、特養等の入浴場であればリフト付きの座いすに座った形で入浴ができるようなサービスを受けていらっしゃる方は別に数名いらっしゃいます。ただ、全く施設になかなか移動ができないという形で今回お願いしております障害者の入浴サービスにつきましてはそういった事業を想定しておりまして、今後、人員の増加があれば当然そういった方々についても対象となりますし、今後、障害者自立支援法の相談窓口であります相談事業が10月からスタートしますので、そういった場に情報を寄せていただければ適切な対応をしていきたいと思っております。特に、調査につきましては現在のところまだ考えておりませんが、民生委員の方、あるいは障害者の相談員の方が多数いらっしゃいますので、特にそういった事業が必要な方がいらっしゃらないか、そういった方々の中で調査はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。川原議員。

8番（川原 等君）

同じ32ページの関連になるわけですけど、2目の地域生活支援事業の7,209千円、それと地域生活支援事業の6,960千円、この分は障害者自立支援法に基づいての予算づけですよ。そしたら、この分の事業を進める内容をまず教えてください。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

地域生活支援事業の中で障害者相談支援事業7,209千円、それと地域生活支援事業で地域活動支援センター機能強化事業ということで6,960千円と、大きな委託料の計上をいたしております。

上の方の地域生活支援事業の障害者相談支援事業につきましては、これは今回の自立支援法によりまして市町村において窓口を設置しなければならないということで、これは必ず置きなさいというふうな事業でございまして、従来、市町村の担当者が行っていた、あるいは福祉事務所等が行っていた事業につきましては、各市町村の窓口で相談体制を充実するというところでございます。

これにつきましては、いろんな相談がございます。障害者の福祉サービスの全般的な相談事業でございますので、まず、訪問を受ける介護給付に対する相談、例えば、ホームヘルプとかショートステイ、短期入所ですね。それから、重度障害者等の包括的な支援、それから日中に活動をする施設と。これは入所で昼間活動を支援するサービスを行いますけど、そういったものの介護給付、訓練給付等の御相談、それから、居住系のサービスということで、入所施設で住まいの場としてのサービスを行うということで、特にケアホームに、あるいはグループホームに入所をしたいといった相談、それから、日常生活用具の給付の相談とか、いろんなサービスがあります。これを大体24時間を通して24時間体制でこの相談を受けなさいというのが今回の事業でございまして、相談支援センターの相談窓口が必要ということでございますけど、なかなか直営で市役所が24時間開いてもおりませんし、そういったこともございまして、これにつきましては、現在、既に市内には大きな障害者の施設がございますので、そういったところにつきましては大体24時間の活動をされております。そういった

方々に委託をお願いして、今回その事業の対応をしていきたいというふうに考えております。

ただ、日中の市役所の開庁時間につきましては、福祉課の窓口には常時2名の職員、これは1人は社会福祉士の資格を持った職員、あと事務職員、それからもう1人、これは非常勤になるかと思いますが、この方につきましては精神福祉士ですかね、精神関係の御相談もございまして、そういった方も含めて大体3名体制でこの体制を立ち上げようというような準備を進めているところでございます。

それから、地域活動支援センター機能強化事業につきましては、これについては基礎的な事業、センター独自の事業というものがございまして、6,960千円をしておりますけど、これについては、現在行っているいろんなサービスがございまして、そういったものを支援するというので、これについては大体機能強化事業で1日の対象者を15名以上と。大体ここで考えられているのは、今現在、障害者施設で受け入れをしておりますデイサービス事業をこの事業によって変えていこうということで、支援センター機能強化事業につきましては、基礎的な事業、センター事業とありますけど、主にデイサービス関係を行っている事業をこの事業で取り組みをしていこうということで、この型ということで1日当たりのデイサービスの利用を大体15人以上程度の形でこの機能強化事業で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

川原議員。

8番（川原 等君）

夜は施設の方で対応と言われましたですね。昼の方は3人体制で、窓口はどこになるとですかね。社会福祉協議会になるとでしょうか。本庁の方でやりますか。

今月の16日と17日に唐津でフォーラムがありまして行ってきたんですね。台風と大雨で大変やったんですけど、その中で話を聞いてきまして、ちょうど障害者自立支援法の話やったんですね。その中で二つだけ私がちょっと頭に入れてきたのが、施設内におられる障害者の方をまちの中で生活してもらおうということで、私はまちの中というのは自宅かなという気がしよったら、大体グループホームなんですね。じゃ、嬉野市でもまたグループホームがふえるのなという気がしていますけれども、それともう一つは、市町村で総合窓口を設けなさいということで、谷口市長もフォーラムに17日に見えられまして、私もそこまでは話を聞いて

帰りましたけど、そのときのフォーラムの中で、坂井唐津市長さん、それと江里口小城市長さんの話をずっと聞きよったわけですよ。唐津市は自分ところで、たしか本庁で対応すると。その分で、たしか人員も新規で採用すると。これは江里口小城市長もたしか一緒のような言い方だったと思います。そのときに谷口市長はたしか社会福祉協議会で対応すると言われたように記憶しています。それで、どうなのかなという気がしよったんですけども、夜は施設という話がさっき出ましたもんですから、それでいいのかなと。施設ですというのは、やはり障害者にしても高齢者にしても、結局お客さんの、極端に言えば塩田ではたちばな学園とか済昭園とか、嬉野でいけばずっとあるはずですけど、例えば、そういうところでどこか1カ所選ばれればそのこの仕事の取り合いになるという話もあったもんですから、その辺も加味して施設でという話をされておるのかお伺いします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

さっき夜間についても対応できる24時間体制ということで申し上げましたけど、それについては昼間3人の職員を配置しますが、その方に対する連絡ということで、直接的な委託契約自体は施設としますが、そういったことではなくて、相談者の方はその方の、極端に言えば携帯とかですね、そういったことで対応するということが、必ずしも施設の中で夜間対応ということじゃなくて、そういった業務に携わっていらっしゃる方に電話をすることになるかと思えます。

現在でも施設の話聞いておられますと、障害者の方はなかなか夜寝つけないとか、いろんな形で夜間にも電話相談があっているということ聞いておられます。これが直接市で行うべき事業ではございますけど、夜間の体制までは市直営ではなかなかとりにくいということもございまして、今回は委託料を計上して、知的、あるいは身障の施設等に委託契約をお願いしたいというふうに考えております。

議長（山口 要君）

川原議員。

8番（川原 等君）

障害者相談支援事業の7,209千円ですね、この分の対応には3人体制でいくと言われましたけど、ちょっと私のはっきり頭に入らなかったもんですから、もう一回お願いします。

10月1日から本庁内で施行されるということですね。はい。

この7,209千円のうちのさっき3人体制でありますけれども、そのうちにこの分の金額、例えば人件費がどのようになるのか、ちょっとこの分だけお伺いします。そいぎ、3人体制ですか、その分がどういうふうに、結局だれがするのかをちょっと教えてもらうのと、この7,209千円の中の人件費はどれくらいあるのか。パーセントでも何でもいいですけど。

議長（山口 要君）

福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

障害者相談支援事業の委託料の中身ですけれども、7,209千円のうち、人件費3人分で6,081千円、それから研修等に伴います旅費が472千円、それと事務費につきまして656千円ということでございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。副島議員。

6番（副島孝裕君）

25ページ、8目の地域振興事業費の地域コミュニティ推進ドラマ作成について、内容と予算の説明をお願いします。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

地域コミュニティ推進ドラマ作成委託料ということでここに3,000千円予算を計上しておりますが、現在、地域コミュニティにつきましては審議会を立ち上げております。その中で、嬉野市における地域コミュニティの基本方針の策定について協議をしているところでございます。そういうことで、今回、この3,000千円につきましては啓蒙活動費ということで、いわゆる地域住民への説明、あるいはいろんな各種団体への啓蒙活動の推進費ということで3,000千円計上いたしております。この中には、内訳ですけれども、撮影費、機材とか制作、モデル料を含めて番組制作費ということで3,000千円の予算でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

ただいま簡単に説明を受けましたが、これについては市内で市単独で作成をされるわけですか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

市単独というよりも、業者の方をお願いをいたしまして、地域のいろんな身近な情報、例ですね、例えば、老人の問題、あるいは子供たちの問題、身近な嬉野市における問題をいろいろテーマにしながらいオリジナルに作成をいたしまして、エキストラについては多くの市民に参加をしていただくようなドラマで、20分程度のビデオとなっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

20分程度のドラマということですが、予算が3,000千円ということがちょっと私も不安とですけどね。3,000千円程度でこれだけ地域コミュニティ推進に係る内容のあるドラマができるのかなというのがちょっと不安ですけども、もしよかったら委託の業者あたりが決定していればお聞きしたいと思います。

参考までに、最近、嬉野地区の9チャンネルで時々県の事業の内容について、よしのがり牟田さんですか、彼と女性の対話的な形でA E Dの説明とか、ああいう県の事業のかなりわかりやすい説明がっておりますが、ああいうふうな感じになるのか。これはドラマですから、やはり俳優さんがおられて、やはり地域コミュニティを推進するにふさわしいドラマ、20分程度で効果があるのかなとちょっと私は心配ですけど、その辺、もう少し詳しく説明を受けたいと思います。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

ビデオの内容につきましては、先ほど説明いたしましたように、そういうふうに地域の

身近な人間関係とか、あるいは老人の問題、幼児の問題、いろいろ地域の交流の場の減少、地域の祭事などの減少、そういうふうな地域コミュニティの現状についてドラマ化をして、手短かにビデオを使った啓蒙活動の一つの説明用資材ということで利用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。田口議員。

17番（田口好秋君）

先ほどの8番議員の質問に関連しますが、市長に考え方をお尋ねします。

この10月から障害者自立支援法に変わったことによって、いろいろなものが変わってくる予定になっておるようでございます。そういった中で、自治体の対応の仕方によって、いろいろ支援を受ける人たちの負担、あるいは施設、そういったところが大きく変わるんじゃないかなと。いわゆる一例を挙げれば、福岡市あたりは国からの減った部分を全部市の予算で何年分か予算計上する予定だと。予算を確保しておるといような自治体もあるように聞いております。そういった中で、嬉野市としてどのように持っていこうと考えておられるのか、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは一般質問でも若干お答え申し上げましたけれども、やはり私どもは旧塩田町、旧嬉野町それぞれ歴史を踏まえてきているわけございまして、例えば、福祉に関連してとらえてみますと、市内にもいろんな福祉の民間の施設が結構佐賀県内でもトップクラスのところがたくさん設置されておるところでございます。その反面、財政的には自治体自体が非常に厳しくなってきたと。また、人的にも相当削減した状況の中で取り組まざるを得ないというふうに考えておるところでございます。そういうところでございますので、今回のことにつきましても、いろいろな課題はありますけれども、やはり嬉野市内における、例えば施設の方等のノウハウ等を十分御協力いただく形で私たちの施策の中に反映をしていきたいというふうに考えておりました、今後もやはりそのようなことが一番大事ではないかなという

ふうに思っております。

そういう中で、課題としてはやはり公平公正ということが出てくると思いますけれども、そこらについては市民の御理解をいただく形で私どもが努力をしなければならぬというふうに考えております。そういう意味では、以前から嬉野、塩田両地区とも福祉の面では、福祉、医療と幅広い範囲で先駆的に取り組みをしていただいたところは結構ありますので、そういうところのお力をいただきながら、しっかりやってまいりたいというふうに思っております。

また、財政的には福岡市みたいに大きなところはある程度の見込みがあるわけですが、私どもといたしましては3万400人で市がスタートをしたわけですので、望みはたくさんありますけれども、やはり足元を見詰めてしっかりやっていかなければならないというふうに考えております。そういう点で、できましたら広域で取り組めるものにつきましてはできるだけ広域で取り組んでいって、そして、サービスは地元の方できめ細かくやっていくというようなことで、事務的な問題とか、そういうものにつきましては広域で分担しながら、そして、足りないところを補っていくと、そういう形でやっていければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

確かに介護とかいろいろな広域で取り組んで効果があるもの、しかし、障害者に対しての今後のそういったものについては自治体の、ある意味では鹿島よりも嬉野がいいよとか、いや、もっと武雄がいいよとか、そういったことが考えられるわけですね。我々ももっともっと勉強しなければいけない部分がありますが、やはり嬉野に住んでよかったと、そして、嬉野の障害者の方からも嬉野がいいよと言っただけのような、そういったまちづくりが必要じゃないかなと思うわけですので、私、先日、いわゆる自主財源の問題でも質問をいたしました、すべてにおいてやっぱり財源というのが必要になってくると思います。そういったことで、いろんな人たちにこの嬉野市に住んでよかったと言われるようなまちづくりを目指していただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

議長（山口 要君）

答弁は。（「そういったところで、よければ」と呼ぶ者あり）市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

8番議員の御発言にも関係しますけれども、実は唐津でシンポジウムがございまして、私は壇上でそのことを強く意識して話をしたわけでございまして、やはり障害者とか、それから、いわゆる障害をお持ちの方への施策等につきまして地域間の格差が出てくるのは余り好ましいことではないというふうに私は考えておりまして、できる限り地域間の格差が出ないようにやはりしていかなければならないというふうに思っております。もちろん私どもが優位な施策を展開できる場合もあるかもわかりませんが、やはり地域の力によって、どうしてもほかの市町と比較して劣るということも想定されるわけでございますので、そういうことができるだけないように、やはり近隣の市町とは足並みを合わせてしっかりやしていければということ踏まえて、できたら広域でということ強く意識して唐津では発言をいたしました。そういうこともございまして、いろんな負担はありますけれども、広域の負担については私どももしっかりやしていかなければならないというふうに思っております。

一方、今、田口議員お話しのように、私も気持ちとしてはほかの市町村には負けたくない。特に、福祉と保健、医療についてはしっかりやっていきたいということで今までもやってまいりましたので、そこらについては特に民間の方が頑張っておられますので、御協力をいただきながらしっかりやってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

先ほどの6番副島議員に関連ですけど、地域振興事業費の委託料の中で、いわゆる地域コミュニティ推進ドラマを作成するというについてある程度わかりましたけど、こういうふうなもののドラマはなかなか難しいと思いますね。つくってしもうてから、あら、これは失敗したとか、そういうようなことがよくありますけど、とりあえずこのドラマの企画、いわゆるプロデューサーはどなたがされますか。プロデューサー、企画。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

プロデューサーと言われていますが、これは一応番組の制作については業者の方をお願いしておりますので、そこらについては今から検討をしていきます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

やっぱり20分間といえ、見る人に言わせればわずかな時間ですから、非常に中身が充実しておかにかいかんと思います。そういう意味では、今の委託先にそのまま任せては思わぬやつができてしまったと。また、それを訂正することはできませんから、これはやっぱり何回も何回もリハーサルをするというくらいでせんぎ、やっぱりこれは地域コミュニティの推進ドラマでしょうがね。結局、嬉野市になって、やっぱり嬉野市はこういうところよとか、いろいろそういうのを恐らくはつくるという意味だと思いますけど、特に、企画の方では何回もやっぱり集まってもらって、いろいろ提言してもらって、時間も相当かかるとは思いますけど、この3,000千円にその時間のそういうふうな集会費まで入っての話ですかね。いわゆる集会される時間、集まった日当がね。ただ業者に委託するだけのこと。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

全部含めての3,000千円の委託料ということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

最後ですけど、やっぱり映像になるということは非常に神経を使わにかいかんですから、特に失敗のないように。しかも、つくれば嬉野市に、各地区と言わなくても大区に1本ずつぐらい配ってやるというごたる気配りをされたら、一日でも早く嬉野市のことがお互いに

よくわかると思います。まだやっぱり知っておるようにして知らんわけですよ。そいけん、そういうふうなことの推進ドラマだと思いますから、よろしく願います。どうぞ。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

当然ビデオの構成につきましては、作成につきましては、業者任せでなく十分打ち合わせをしながら、よりよいビデオをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

20番議員の質問に関連しますけれども、34ページの老人福祉費の宅老所の開設支援事業ということで、ちょっと二、三点お尋ねしたいと思います。

宅老所は、おおむね10人程度の痴呆症とか、あるいはひとり暮らしの人たちの生活支援をしていくという立場の施設だと思いますけれども、現在、2,150千円の開設支援費を計上されておりますけれども、これはどこの地区に開設されるのか、まず、その点をお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

今現在、これは嬉野町の式浪に補助金の申請が出ております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

これから高齢化が進行するに当たって、やはり宅老所は校区内というふうなことで先ほど企画部長も言われていましたように、新たに開設した場合の補助金、支援金ですかね、その限度額は幾らぐらいまであるのか、その点まで含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

市の補助金の限度額といたしましては3,000千円を予定いたしております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

3,000千円まで限度額と言われましたけれども、これはある程度の基準があるだろうと思うし、新設に当たっての民家の借上料とか、あるいは増改築とか、あるいは土地の購入とか、そういうことも含めて、どういうふうな条件が整えば事業にのせられるというふうなことでしょうか、お尋ねします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

佐賀県の宅老所開設支援事業実施要綱に基づきまして嬉野市でも実施要綱をつくっております。その中で、対象経費としましては、施設の整備費としまして家屋の購入費、それから、施設の整備費としまして本体工事費とか電気給配、外構、設計監理等ですね。それからもう一つは、建物から今度は設備の関係で、設備につきましてもパソコンとか洗濯機、冷蔵庫、レンジ、そういった宅老所の運営に必要なものについては補助の対象としております。ただ、これは設置者がNPO法人ということに限定をされております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第3款・民生費までの質疑を終わります。

次に、歳出、37ページから41ページまで、第4款・衛生費及び第5款・農林水産業費について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

39ページ、農業振興費の中のうれしの産「さがほのか」キャンペーンについてお尋ねをしたいわけですが、これの旅費については大体御説明を受けておりますが、このキャンペーンの中身、どのようなキャンペーンを行われる予定なのか。それから、関東嬉野会との連携そのものがあるのかどうか、そのあたりについてお聞かせを願いたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回お願いしております、うれしの産「さがほのか」キャンペーン事業について御説明申し上げます。

今回初めてこの事業に取り組むわけですが、一応期間といたしましてはイチゴが生産されます11月25日から12月10日までぐらいの間を予定しております。それで、これは現在、嬉野産の「さがほのか」につきましては、一部東京方面にも出荷されておるわけですが、東京方面での嬉野産イチゴを消費者の皆様、また市場関係者の皆さんに知っていただくことと、また今回、嬉野市が合併いたしまして、嬉野という土地が嬉野温泉を初めとして、こういうふうな特産品もあると。お茶等をひっくるめましての名前を東京のイチゴ関係者にもぜひ知っていただきたいということで今回計画しております。

それで、一応今回の事業につきましては、JAさんと共催をいたしまして東京の中心街にあります新宿を中心とした市場において、まず、イチゴの試食をしていただきまして、対象者は市場関係者等を対象に計画をしております。それで、イチゴの試食をしていただいて、そのお帰りの際には一煎パックといえますかね、そのような嬉野茶のお茶パックを配布して、嬉野茶、嬉野温泉もあわせてパンフレット等を配布して宣伝してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それで、新宿での試食会というのは、あくまでも限定された方ということですね。俗に言う一般街頭でのキャンペーンは張らないと。ある程度流通関係の方だけですね。それで一応

やっていかれるということですね。

それから、関東嬉野会とのそのあたりの関連はどうなんですか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

答弁漏れで申しわけございません。現在のところは関東嬉野会との連携は考えておりませんが、この予算を決定いただきまして具体的な事業を組む中で、何かそういうふうなふるさとアドバイザーの皆様方に御協力をいただく点等がありましたら、また連絡をとり合ってみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

私は一般街頭でのキャンペーンをやられるのかなという気がしていたものですから、だから、関東嬉野会との連携が必要じゃないかなという気がしておったんですよ。お話を聞くと、あくまでも流通関係ということですので、限られた専門の方だけというふうな形が見えるわけですね。それがいいのか、それとも一般街頭でのキャンペーンがいいのかというのは、両方とも一長一短あるとは思うんですよね。今回は専門ということでやられて、これについて来年は、またその結果次第だとは思うんですけれども、こういうキャンペーンは最低でも3年やらなければ効果が出てこないとよく言われているわけですよね。来年、再来年についても、中身は別として一応キャンペーンについてやられる計画でいらっしゃるのかどうか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

今回、初年度として「さがほのか」キャンペーン事業を取り組ませていただくわけですが、今後の対応につきましては、一応大手の産地問屋といいますかね、その方たちはたまに嬉野市を訪問していただくわけですが、そこから仕入れしていただく関係者の皆さん方にはまだこちらの方としてもつながりというのがございませんので、こういうふうなキャンペーン事

業を通じて消費地での取り扱い業者の皆さんと顔つなぎ等もつくっていきたいと思っておりますので、今、御意見いただきましたように、できますればこれはシーズンをとらえて継続をして効果を見てまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員は、あともう一回。（「ああ、いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

田口議員。

17番（田口好秋君）

ただいまの質問に対して関連しますが、「さがほのか」を売り出すためのキャンペーンですか、それとも、言い方は悪いですが、「さがほのか」を皆さんにお配りして、お茶と温泉を売り出すための「さがほのか」にするのか、どちらなんですか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

非常に欲張ったような言い方を申しましたので、まず、嬉野産イチゴの「さがほのか」をぜひ市場関係者に知っていただきたい。「さがほのか」というのは佐賀県いっぱいでの生産がなされておりまして、近辺でも鹿島市あたりが大きな生産量があるわけですが、ぜひ嬉野もイチゴの産地であるということを知っていただいて、それで、嬉野茶もぜひそれにあわせてPRし、温泉もPRしたいという、ちょっとあわせた 最初の目的としましては、やはり市場関係者に「さがほのか」の嬉野産地を知っていただくための事業でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

特に、吉田と五町田の支所で積むわけですが、私は運んでいますから知っていますが、新宿に行くわけですね。市場関係者はもう知っておられるわけです。根本的に言えば、この「さがほのか」と福岡の「あまおう」ですか、何が違うかといったら、味とかなんとかは余り違わんとです。福岡県の方がテレビコマーシャル等で東京で物すごく宣伝費を使っておるわけですね。それで高く売れているんです。ここのイチゴは、今現在JA佐賀みどりで一緒

に持って行くわけです。一緒ですよ、パッケージは。ですから、嬉野となればパッケージを
まず変えなくちゃいかん、箱を。佐賀の中の嬉野なら嬉野といったことをやらないと区別が
できない。

しかし、市場関係者はとにかく塩田の五町田のものと吉田のものはもう知っておられるわ
けですから、そういったことで、もう少しそのあたりは実際にあなたが市場に行って調べ
るとか、あるいは大田市場に園芸連の事務所があります。そこに行っているいろいろ話を聞くと
かしないと、せっかく使うのが何かむだなような気がするわけです。私たちもちょくちょく
園芸連の方にとりか市場には、わざわざ車では行かなくて、どういうものかというのは行くわ
けです。私もこの前、春に再度行ってきました。ですから、私は「さがほのか」をえさじゃ
ないですけど、やって、そこにお茶とか温泉のパンフレットとかを配るためにイチゴを使う
のであれば別に問題ないんですけど、嬉野の「さがほのか」を売り出すためには予算が少な
過ぎるんじゃないかなと思います。

ですから、市場の評価というのは、いわゆる出荷をする選果場の中でどれだけ厳しくチェ
ックするかということですね、これが一番です。ですから、非常に厳しくチェックをかけて、
いいものだけをやるとなれば、ああいうところは相対でも何でもやるわけ 相対というの
は御存じないかもわかりませんが、車が途中で事故とか道路事情とかでおくれたって、ああ、
あそこんとは何パック来ておるとなれば競っておるわけですよ。そのくらい皆さん知ってお
るわけです。品物を見らんでも、あそこのやつは大体どのくらいだというのは知っておられ
るから、市場関係者に改めていろいろする必要ないんです。そこは何で決まっておるかとい
ったら品質なんです。

ですから、今答弁されたことはもう少し勉強されて 勉強と言ったらあれですけど、一
回行かれて、そしてまた、地元の生産者ともよく話をされた方がお金が生きるような気がす
るものですから、そこをどう考えておられるのか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

私が嬉野市の産業振興部長になりまして、タマネギの生産振興大会等に出まして市場関係
者のお話等も聞いたわけですけど、やはり今議員御発言のように、品質といたしますか、タマ

ネギの場合はその中に何個のタマネギの腐食といますかね、そういうの入りぐあいで品質が判断されるということで、イチゴについての生産振興大会には出席しておりませんが、恐らく同じような話が市場関係者からあったのではないかと考えております。

それで、今回、JAさんとの事前の打ち合わせはさせていただきましたが、今のような御意見も踏まえまして再度打ち合わせをして、効果のあるようなキャンペーン事業をさせていただきますたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

いつごろですか、時期は。実は佐賀県のイチゴでも、大田市場で一番最高価格が出る時期があるんですよ、佐賀県のあるところが。あえて言いません、そのくらい勉強しとんさると思うけん。いつごろですか、キャンペーンやられるのは。そのときが果たして嬉野産の「さがほのか」が一番うまいんですか。この点と、青果市場のバイヤーに嬉野茶を幾らやったけんて、「ありがとうございました」と言うだけです。売り場が全然違います。デパートでも青果の売り場とお茶の売り場は全然バイヤーが違うんですよ。それを何で、街頭で配った方が百もましですよ。どうぞ、答弁。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回、JAさんと事前の調整をさせていただいて、こういうふうな企画をさせていただきましたが、今、御意見のあるように、再度JAとは打ち合わせをしたいと思っておりますが、時期等につきましては、冒頭申し上げましたように11月25日から12月10日の間の期間を利用してのキャンペーン事業等を考えております。この時期は、打ち合わせしましたときには出荷の始まりと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

そのときのとはうまくいったですか。イチゴも花の咲いてから熟れるまでに時間がどれだけかかったか、熟れたときの気温がどのくらいか、ここで味が決まるんですよ。一番まずい時期じゃないんですか、そこは。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

これも時期的な問題は、いつの時期を選ぶかということでもJAさんの御意見をお伺いしたわけですが、やはりこれから市場に嬉野産「さがほのか」が出回りますので、ことしもよろしく願いますという意味合いも込めまして出荷の初めの時期を考えとしては持っておりますが、これもあわせてJAと十分に協議をしたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

JAの方にもよく勉強なさいと言いなさいよ。恐らくそのJAの職員さんは、さっき私が言った東京の大田市場で佐賀県産イチゴが一番高い時期を知っておられると思いますけど、ひょっとして知っておられんかわからんから教えておきます。3月の下旬から4月上旬の「神埼畑イチゴ」です。これが佐賀県一のイチゴということで東市のバイヤーは飛びついてくるイチゴなんですよ。一番甘いんです。東脊振から三瀬でできる「畑イチゴ」というネーミングのイチゴです。だから、これだったら宣伝せんでも飛びついてくるんですよ。ただし、短い期間ですけど。

まずい時期のものを幾ら宣伝して売ろうとしても無理です。これからというときであろうと、もう物が無い時代じゃないんですよ。飽食の時代です。本当にうまいものをぶつけにゃ、名前負けします。名前をつぶします。そこを考えて、その辺が、はっきり申します。JAの人たちももっと市場に足を運んで現実に目を見開きなさいと教えてください。そうせにゃ、この予算は何にもならんようになります。そして、市場でお茶を幾ら配ったけんで、嬉野茶の宣伝になりません。街頭で配ってください。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回初めてこの事業に取り組ませていただきまして、私たちが事前に情報を得るのはやはり今のところJAさんのみでございましたので、今御指摘いただきましたような御意見等もいただきまして、また十分に調整をさせていただいて取り組ませていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。田中議員。

7番（田中政司君）

簡単に静かにやりたいと思います。39ページのイノシシ被害防除対策事業について質問をいたします。

私、一般質問でも行ったわけですが、イノシシの被害に対して町単独の補助金を今回予算を組まれたと非常に私は喜んでおるわけですが、内容を若干お聞きしますと、3人以上でトタン、もしくはイノシシの防御ネットというふうな話を聞いております。地区によっては確かに電さくが使えない、あるいは電さくだと、いわゆる下草刈り等で非常に労力的にかかる、そういう意味で、地区単位、あるいは1団地単位で防御ネットを張ろうということだと理解をしているわけですが、そういう中で、今、県の補助金によります電さくの補助事業、これがたしか本年度はもう枠をかなりオーバーしているというふうに私は思っておりますが、県の電さくに対する補助、この枠に対してどれぐらい今オーバーをしているのか、待機者といえますか、おられるのか、数字をお聞かせください。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

イノシシの被害を防ぐために農業経営者等に補助しております電気牧さくにつきましては、これは広域事業として取り組んでいるわけですが、18年度希望者が待機されておられますのが8名でございます。

以上です。（「じゃ、ことしの枠はどれぐらいなんですか」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

枠といたしましては、塩田地区が19名、嬉野地区が25名でございます。

以上です。（「その8名は、両方合わせて8名ですか」と呼ぶ者あり）

先ほどの枠について訂正をさせていただきます。塩田地区につきましては16名、嬉野地区につきましては13名でございます。それで、待機者が塩田地区で3名、嬉野地区で5名でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

こういう現状があるわけですね。18年度の枠については、いわゆるもう待機者がいるという状態なんですね。今度、18年の今から、一般質問でもやったんですけど、水田が終わった後に今から茶園に入ってくるんですよ、要するにイノシシが。そうすると、結局もう枠はないわけです。当然こういう補助事業を組んでいただいたわけですがけれども、ここでやはり場所によってはもったいないところがあるわけですよ。防御ネットはたしか2メートルの単価が1,200円くらいするでしょう。そうすると、そのメートル数からいくと、例えば500メートルしたときに単価はどれくらいかかりますか。

議長（山口 要君）

600千円。

7番（田中政司君）続

でしょう。600千円ですよ。最高額の70千円補助でしょう、3人以上で。電さくだと、500メートルぐらだと、あれは一つの機械で十分補えますよ。それでワンセット70千円くらいなんですよ。だから、場所によっては当然電さくの方が利用価値が高いといえますか、利用しやすい場所もあるわけですよ。現に電さくの県の補助金はない状態だと。私はせっかくここで市単独で補助金をつけていただくのであれば、そういう現状を踏まえて、当然3人以上のというそこら辺の枠は必要かと思います。そのかわり電さくも当然使えますというような要綱にぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

このイノシシの対策につきましては、非常に九州管内でもいろいろと問題になっておりますし、また、県内でも物すごく問題があるわけで、先日も九州地区の鳥獣害対策研修会、あるいは県においてもイノシシ対策指導員というようなことでも研修等を重ねていただいております。この中で、私が見させていただいた冊子の中に、この防御策として捕獲駆除が一番望ましいわけですが、防御措置として電気牧さく等があるわけですが、この効果につきましていろいろ冊子を見ましたところ、やはり日ごろの管理が行き届いていない、草刈り等が十分に行き届かない場合は非常に効果が薄いと冊子等で見ております。

それと、今回、単独事業で電気牧さくをとった場合に、今、広域圏で補助をしておりますのは、事業費65千円の約3分の2を広域駆除では補助しておるわけですが、単独で取り組んだ場合は電気牧さくも3分の1補助というような取り扱いになった場合に住民の方の御理解がいただけるかということも考えまして、今の段階ではトタン板とフェンス等に限定させていただいておりますけど、まだ今回の予算の中で希望者等をとってみて、それで、なおかつそういうふうな電気牧さく等の方にも補助ができるような状態であれば検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

何度も言うようですが、結局、要は場所によるということです。いろんな園地があるんですよね。例えば、小さい団地ですと、確かに地区の中山間地の数名で1団地ぐるっと防御ネットで囲んだ方がいい場合もあるだろうし、あるいは広域的な茶園なんかで、今、例えば坊主原だとか陣野だとか行きますと、1団地道路で囲んであるわけですよね。そういうところになると結局囲んだ方が一番いいわけですから、わざわざ防御ネットでそんな鉄筋打って入りにくくするよりも、電さくを回した方が簡易だし、安く上がるし、効果はあるしということで、場所はいろいろあると思うんですよ。ぜひそこら辺は検討をしていただきたいと思います。

それと、いわゆる県の予算で電さくの3分の2補助があるわけなんですけど、この台数が毎年足りないんですよね、はっきり言って。そういう現状をぜひ県の方にも積極的にお願いをしていただきたいと思います。特に、嬉野地区は最近イノシシが多いわけですよ。だから、ぜひこちら

辺の今後の予算をやはりもっといただけるようなこちらからの要望というのも上げていただきたいというふうをお願いしておきます。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回、単独事業で850千円お願いしておるわけですが、先ほども申しましたように、県の補助事業を受けて電気牧さくを設置される農家、また単独の場合の、そこら辺の公平さといえますか、理解が得られて、なおかつそういうふうな電気牧さくの方が一番効果的であるというような御意見でございますので、そういうふうな意見も踏まえまして検討をさせていただきたいと思えます。

それと、この広域駆除に係る県補助金の削減につきましては、私たちもこういうふうな嬉野市全体がイノシシの被害に悩まされておる時期に非常に困惑しているところでございまして、常々要望はしておるわけですが、要望に対して全体枠がこの予算になりましたので、今年度はこれだけの事業費になりますというような、ちょっと私たちとしても今のイノシシ被害を考えた場合は困っている状況で、常々要望はしておりますので、今後も努力したいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

41ページお願いします。私が立てば広川原キャンプ場と言うと言われるかもわかりませんが、広川原キャンプ場費の工事請負費が800千円計上されております。これはどういった工事なんでしょうか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

広川原キャンプ場費に工事請負費、キャンプ場整備800千円ということで今回お願いして

おりますが、これにつきましては、広川原キャンプ場内の排水路の整備とバンガローの塗装でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

配置図の作成ですか。（発言する者あり）排水路ですか。

市長にお尋ねしたいと思いますが、以前から管理棟の増改築について話をしたことがあったんですが、この間の要するにホルンの大会のときでも管理棟そのものが手狭で、やっとかっという状況なんですね。ある程度時間もたちましたので、管理棟についての今後の考え方をお尋ねしたいと思いますが。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

管理棟につきましては、かねがね御意見もいただいております。一つは、やはり夜間の管理をされるのが非常に狭くて不都合だというような御意見もありますし、もう一つは、やはり利用者の方が売店が狭過ぎるというような御意見もあります。キャンプ場ですので、どれくらいの規模が売店として適当かどうかわかりませんが、老朽化もしておりますので、今後検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

今後検討していくということですので、御期待を申し上げたいと思いますが、極力短い期間にですね、近い将来にすぐひとつ管理棟の改築についてもお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

議長（山口 要君）

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

41ページ、普通林道の22節の補償、補填及び賠償金ですね、これについて杉であるというふうな話はちょっと伺いましたが、大体年数はどれくらいで、本数がどれくらいあって、また、民間の方の山だと思いますが、1人前なのか、何人前かあるのか、その辺お願いします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回、22節でお願いしております補償費につきましては、林道事業に係ります立木補償でございます。材の大きさとしましては45センチ以上の材がありますので、この補償基準に基づきまして1本当たり3,683円、390本の補償でございます。（発言する者あり）失礼しました。補償額が6,180円の390本と、消費税対象額としまして3,683円ということで計算をしております。補償額が6,180円、消費税課税対象額として3,683円ということで、9,863円の補償費となります。それで、この補償につきましては地権者としては1名分でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

大体これは何年ぐらいたっている山なんですか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

材積表から見ますと、80年ぐらいということで推定をされるようでございます。

議長（山口 要君）

山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

そしたら、この6,180円というのはどういうふうに、立米で出されているんですか。

それと、林道関係なんですけど、あとどれくらい工事をしなきゃならんか、その辺まで

含めてお願いします。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

この補償については、九州地区の用対連ということで補償基準の材積表がございます。それに基づいて立木の補償単価、これに対象する消費税関係の分の対象額が示されておりますので、それに基づいて算出しております。

あと林道工事の件ですけれども、来年度、19年度で開通の見込みを立てております。国の予算等が順調につけば来年度というふうな形をとっております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

林道開設で、その土地の所有者も当然工事費を持ってもらうんですか。林道開設の場合、今まで土地、立木補償等は受益者負担というふうなことで、工事代については行政が持ちますよということで、例えば、私がタッチしたのは椎葉林道でございますけど、土地関係者で立木補償、土地補償は金を出し合ってやったもので、行政からは一銭もいただいていないんですよ、椎葉林道の場合は。しかし、立木補償をここでするということは、あの辺の関係者からは工事費の負担をお願いするんですか。工事の負担をお願いするとしたら、立木補償等についても全体的な計算の中でやっていくと、土地の補償についても。そうじゃない場合は関係者負担だという説明で林道は今までやってきているんです。いつ変わったんですか、こういうふうに。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

事前に説明をしておかばいかんやったとをおくれて申しわけございませんが、実はこの分については残土が最終年度で1,507立米（558ページで訂正）発生を予定しております。この分について、林内の処分と地区外に持ち出しの処分について比較をしてみました。その費用の比較で林内処分についてした方が6,600千円程度安くつくというような計算を出しまして、残土処分地の相談をやったというところで、その残土処分地の立木の補償と。

(「ああ、道路じゃないわけですね」と呼ぶ者あり)

はい、林道本体の補償ではございません。それをちょっと説明不足で申しわけございませんが、そのようなことで費用を比較して、こちらの方をとったと。残土処分をすれば、地区外に持ち出せば地域住民の方にも迷惑をかけるというようなことで、そういった危険性もなるべく軽くしたいというふうなことで、今回このようなことで予算をお願いしておりますのでございます。

議長(山口 要君)

太田議員。

12番(太田重喜君)

それじゃ、その材価は行政に入ってくるんですか。結局、道路をつくるときはもっと補償は安いんですよ、林道敷の場合だったら。だから、それはそっちで処分してくださいと、金を払って本人さんに処分を大方してもらおうわけですよ。これだけの銘木でありながら、現在の材価から考えたら非常に高いなという感じがするんですよ、これだけの木であっても。材木はどうなるんですか、原木は。

議長(山口 要君)

産業振興部長。

産業振興部長(井上新一郎君)

今回の補償につきましては、先ほど課長が申しましたように、残土処分をする用地に係る分でございます。先ほども申しましたとおりでございます。この補償の積算としましては、伐採撤去を相手がしてもらおうということで、材については所有者が自由処分でございます。材を処分してもらったの補償でございます。

以上です。

議長(山口 要君)

神近議員。

11番(神近勝彦君)

それでは、引き継ぎたいんですけども、ちょっと太田議員とはなかなか難しいものから、一つ確認をしたいんですが、残土処分、1,570立米ですよ。先ほど1,570立米というふうな形を言われたような気がしたんですが、それで600何万円の差が出たというふうな言い方をされたような気がしたんですよ。そうすると、それを単純に、仮に6,000千円という

数字を1,570立米であれば莫大な金額になるわけですよ。ちょっともう一回、再度お願いできますか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

先ほどの課長の答弁の部分で一部訂正をさせていただきます。残土の量を1,507立方メートルとか申したと思いますけど、土の量といたしましては3,744立米でございます。それで、先ほどの1,507と申したのは、残土処分地の面積でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

これでいったときに、先ほど外部に搬出したときの経費を考えたとき、そして、公有財産と補償の対比をした場合は、やはり購入した方、補償をした方が経費的には安くなると。また、地域住民に対してそういうふうな車両のいろんな損害とか騒音とか、そういうものが影響がないということでそっちを選ばれたという御説明だったんですが、実際的にこの残土処分の3,744立米を搬出するとすれば、大体そちらの方としては幾らの予定をされていたのか。これでいけば結局2,800千円よりも高かったという計算になるわけですよ。そのあたりをもう一度確認をしていきたいと思うんですよ。

それから、材木の件なんですけれども、私も80年生で45センチ以上、1本当たり6,180円、わあ、いいなと。今、材木関係はかなり低迷しております。できれば高いのにこしたことはないんですが、余り公的に高く金額をつけていただくと今度は普通の一般の売買のときに物すごく影響が出てくるんですよ。そのあたりまでちゃんと見きわめられているのかなという気がするわけなんです。そのあたりまで含めて、再度この6,180円、これが伐採をして結局自分のものになるわけなんですから、そのあたりまでちゃんとしたときにどうなのかなという点まで御説明願えますか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

残土の量といたしましては3,744立米ということで申し上げまして、課長答弁の費用比較をしましたら6,000千円程度の現地処分の方が有利であるということでお答えをしたと思いますが、仮にこの土を運び出した場合は、道路の築造をする際にがけ下となります、現在、土どめの土を盛り上げる予定地の方に重力式の擁壁を約36メートルですかね、この程度築造する必要がございます、この分の構造物をつくってするということになりますので、構造物をひっくるめた道路搬出をした場合には12,263千円、直接工事費ですね。それで、現地で処分した場合は用地費、補償費等をひっくるめまして5,643千円というふうな金額で費用の計算をしまして比較検討をいたしております。

それで、立木の処分につきまして、この補償費につきましては、先ほども答弁いたしましたように、現地調査によりまして九州地区用地対策連絡会の18年度版という補償基準を佐賀県版の補償基準に基づきまして、その材の大きさによって判断をさせていただいておりますので、この基準はいつの場合でも、単価は見直されても、この基準で適用することになるかと思えます。

以上です。

議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第5款・農林水産業費までの質疑を終わります。

議案審議の途中ですが、ここで15時38分まで休憩をいたします。

午後3時28分 休憩

午後3時41分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて議案審議を再開いたします。

歳出42ページから45ページまで、第6款・商工費及び第7款・土木費についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

42ページの4目・観光費、その中の委託料なんですけれども、観光用反射マグネット作成

ということで404千円計上がなされております。それともう一つ、伝建地区めぐりの旅ツアーPR事業ということで800千円計上されております。

反射マグネットについては、どのように作成されて活用されていくのか、その効果についてどのようにお考えなのか。

それともう一つは、伝建地区めぐりの旅ツアーの件でございます。これについては理解をするわけですが、この800千円の積算根拠、内訳、これについてお伺いをしたいと思いますし、伝建地区、修繕とか修復とか今日までなされてきていると思うんですが、現状として私の把握では10戸ぐらいかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺も踏まえて御答弁をいただきたいと思います。そういう状況の中で、いわゆる観光面からして果たして今このツアーを行うことによって大きな効果があるとお考えなのかどうか、そこら辺も御答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回お願いしております委託料内で観光用反射マグネット作成につきましては、これは公用車に添付するものでございます。公用車が本庁、支所合わせて約80台あるわけですが、この分の両サイドドアに1台につき2枚張る予定でございます。これで市外、県外等に出張するわけですが、その際に車への広告を出してPRしたいと思うところでございます。

それと、伝建地区めぐりの旅ツアーの積算内訳につきましては、ポスターをB全で300枚、B2で400枚、それと、チラシのA4で2万枚を計画しております。それと、今回計画いたしましたのは、嬉野温泉を中心として約1時間圏内に有田、鹿島、塩田津、長崎市内の伝建指定地域がございますので、これをPRすることによって今後一つの旅行商品としての開発ができるのではないかということで、こういう企画をお願いしておる次第でございます。効果につきましても、もちろんこれが浸透して一つの観光ツアーとしてできることを目指しております。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ちょっと伝建地区の件で答弁漏れ、旅ツアーPRというふうに書いてあるものですから、私は単純にツアーを組まれて近隣から、どういう方が知りませんが、お客様に1回伝建地区を見てもらうと、こういうふうに判断をしておるものですから、私の勘違いだったら2回目の答弁のときお願いします。

観光用反射マグネット、これなんですけれども、公用車につけるとということで、その公用車の守備範囲ですけど、守備範囲といいますか、これが大きな問題だと思うんですよ。私は逆に観光地の行政マンとして、やっぱりそのPRを車の公用車にすれば観光地の職員として満足、安心なんです。自分たちの自己満足じゃないかというふうに私は思ってしまうんです。範囲も狭いし、果たしてその効果があるのかどうかですよ。県外に行く部分については、それは効果はあるでしょう。しかし、県内というのは嬉野温泉とは認知をされているわけですよ。県外については、それは効果はあるかもわからない。

しかし、どこからこういう発想が出てきたのか私はようわかりませんが、私は今、嬉野温泉に欠けているのは接客だというふうに思っております。下呂温泉なんか行けば、その温泉自体でいろんな接客の講習会とかやって、物すごく接客がいいんですよ。しかしこれは悪口じゃないですよ。事実、ほかのお客様から聞けば、ちょっと接客がというようなことを言われるんです。なぜそういうふうになったかといいますと、一つは、非常に経営が厳しい部分もあるわけですよ。それで、仲居さんあたりも今大変な状況で働いておられます、幾つも部屋持ってますね。そうしないと経営が厳しい状況になる、その結果だろうというふうに思うわけです。ここはやっぱり逆に、例えば、そういう接客関係の講師あたりを呼んで行政の側でやってやるというのも一つの支援策ではないかと、観光施策じゃないかというふうに思うわけです。

このマグネット、いい発想かもわかりませんが、私は効果があるかなと疑問を持つわけで、そこら辺について再度御答弁いただければなというふうに思います。

あと伝建地区については、いわゆる先ほど言いましたように、ポスター類の作成と、あるいはチラシ等を近隣の伝建地区も含めて配布をされるということで理解していいんですかね。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

まず、第1点目の公用車のマグネットの関係でございますけれども、公用車につきましては、県内外、福岡県あたりに出かけるものについては当然それなりのPR効果があると思います。また、県内はみんな知っている、当然、嬉野温泉というのはそれなりにPRができておりますけれども、もう一つは、先ほど議員申されました意識がどうなのかという問題で、今、合併したばかりで自分たちの職場の職域の中に嬉野温泉というものを持っているんだということをやはりすべての職員が意識してもらいたいということも一つはございます。それで、今回は一応全部の公用車に張って、嬉野温泉を背負っている職員の一人であるということ意識してもらいたいということも考えております。

それと、2番目の伝建地区のポスターの関係でございますが、これは一応ポスターの方を市で作成いたしまして、それをもとに各旅行業者さんにツアーを組んでいただきたいという意思があります。ですから、それは旅行業者がどのようなツアー商品が欲しいのか、1時間圏内でいいのか、長崎まで含まなくてもいいのか、その辺につきましては、当然専門業者と調整をしながら今後取り組んでいかせてもらいたいというふうに思います。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

マグネットについては、発想的にはいいかもわかりませんが、私に言わせれば効果は薄いんじゃないかと。ただ、職員の意識改革といいますか、市民に対しても私も行政マンとして嬉野温泉というのをやっぱり意識していますよというメッセージのやり方だと思うんですね。しかし、これが効果があるかという、私は先ほど言いましたように違う方法でこの400千円を使った方がずっといいんじゃないかというふうに思って質問をいたしました。市長、そこら辺についてはいかがですか。やっぱり効果はありますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

このことにつきましては、既にもう数年前からマイクロバス等には「嬉野温泉へお出かけください」ということを入れて走っておるところでございまして、そういう点では、もちろん県内は知名度はあるといいながらも、やはりまだ嬉野温泉に行ったことがないという人が結構いらっしゃるわけございまして、そういうことで知っていただければということございまして、そこで、いろんなところで露出をふやしていくという一つの方法として御理解いただければというふうに思っておるところでございまして。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

これが鹿島、有田、長崎の4地区の伝建地区ということで御説明を受けているわけなんです、これについて、有田とか鹿島とか長崎からはポスターとかチラシを提供していただくというふうな御説明なんですよ。ということは、極端に言えば嬉野市が単独でこういうことをやっていくわけですよ。ただ、そのポスターの中には有田とか鹿島とか長崎は入っているけれども、その残りの3市からは何も予算は入ってこないということでしょう。あくまでも嬉野市が単独でやるんですよ。私はそういうふうに理解しているわけなんです。それに対して一緒ですよ、仮に4市なら4市が協働して今言われたような旅行会社の商品開発というお話しができていないんじゃないかなという気がするわけですよ。言い方を変えれば、嬉野市の予算で有田とか鹿島の観光PRをやってあげるというふうな形にもとれないわけでもないわけですよ。そのあたり、あと残りの3市町とのお話しはどうなっているんですか。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

これを計画するに当たりまして、当然、最低限の連絡はいたしております。まず、鹿島の伝建地区につきましては、協力をお願いしたいということですね。

まず、済みません、ちょっと話が前後しますけれども、嬉野の宿泊を中心にした伝建のツアーを組みたいということで考えております。したがって、嬉野に泊まって塩田の伝建、

そして、1泊2日のツアーを組むわけでございますけれども、その1泊2日のツアーにたえ得る範囲を一応選択しております。ですから、1日目と2日目も当然その範囲に入ってくるわけでございますので、まず鹿島、それから有田、長崎を一つの大きな嬉野の宿泊、塩田伝建のポスターの中に一部ちょこっと入れていきたいというふうに考えております。

ですから、鹿島については、まずポジフィルム等のデータを無料で貸していただけないだろうかという話をしております。それにつきましては、一応承諾をもらっております。それから、鹿島と当然現地を案内していただくガイドの方が必要になってくると思います、そのツアーに合わせてですね。その場合は無償でガイドしていただけますかということで、それはオーケーですという話をいただいております。それから、有田につきましても、同じくそういう承諾をいただいております。ただ、長崎につきましても、一応データの的には問題はありません。ただ、ツアーに合わせた、要するにこちらの都合に合わせたガイドが都合できるかどうかは、予算を通していただいた後に実際にそういう話をするときに、もう少し一緒に話をさせてくださいというところまで話をいたしております。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

大体意味的にはわかりました。あくまでも嬉野が中心だと。（「そうです」と呼ぶ者あり）だから、1泊2日を組んだときには、何しろ嬉野をメインとして見るところを選んでいくのに有田、鹿島の協力を幾らか得たいということですね。

そしたら、ポスターとかチラシをいっぱいつくられるわけですよ。チラシにしても2万枚、それと旅行会社の商品開発との連携というのがちょっと私としては理解ができませんが、商品開発とチラシ、ポスターとはどういう関係があるんですかね。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

まず、嬉野温泉から1時間圏にこういう重伝建地区というのがあるということ自体、知らない旅行者がほとんどでございます。一つは、そういうものをPRできる大きなポスター

をつくって、一つの旅行企画商品の取り組みの中に入れていただくということで、ポスターについてはうちで準備をするので、あとお客さんを集めたり、そういう実際のツアー企画の計画については各旅行業者がそれぞれの旅行業者において、それを一つのモデルにして商品をつくっていただきたいというねらいでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員、もう一回……（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

関連ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）副島議員。

16番（副島敏之君）

今の神近議員の関連ですけれども、このポスターですね、二、三点お聞きしますけど、ポスターの原板はどちらでつくられるんですか、まず1点ね。ここで皆さんが何らかの形でつくられるのか、いわゆるプロの方に頼むのか、印刷屋に頼むのか。

それから、この継続性は、今回1回きりで終わってしまうのか、あるいは2年越しに行おうと考えていらっしゃるのかね、これが2点目。

3点目は、ポスターの大きさがいろいろありますけれども、張るのは旅行業者だけに任せられるんですか。それとも、どうやって数多くのPR紙を張って歩くのか、その3点についてちょっとお伺いしたい。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

まず、ポスターにつきましては、当然、印刷関係の業者をお願いしたいと思います。

それから、1回きりかということでございますが、そのポスターにはツアー企画商品の内容を入れるものじゃありませんので、当然、ツアーを組むときにはそれぞれの旅行業者がそれぞれつくりますので、それは今後汎用、何回も使えるようにしていきたいと思っております。

そして、どこに張るかということでございますけれども、例えば、JRの駅長さんあたりとも交流をいたしておりますので、その辺の駅張りとか、あとはもちろん旅行企画をする会社がございますので、そういうふうなところに張らせていただきたい。例えば、旅行業者の

窓口ですね、そういうところにももちろん張らせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

このポスターのつくりは印刷屋と課長が申し上げましたけれども、これは非常に難しいと思うんですよ。まず、目につくためにポスターをつくるわけですね。だから、その辺はある程度の大手の印刷屋が技術力、あるいは創造力、いろんなノウハウを持っておるわけですから、その辺はやはり福岡あたりも当然張られると思うんですよ。だから、博多駅に張ってあるポスターに負けないような色彩感覚、ぱっと目につくような、行ってみようかなという気を起こさせるにはやっぱりある程度大きい印刷屋じゃないと、これはそのノウハウもなかなか難しいですよ。我々も印刷物をつくりますけれども、どうしても「お客さん、どうしましょうか」と聞くのが普通なんです。そうじゃなくて、やっぱり業者がいるんな自分ところのつくった経験とか、日本いっぱいから集めてきますから、その中で、嬉野には温泉、お茶、あるいは伝建をPRしたいと思うわけですから、じゃ、どうやってつくるかというのが一番頭が要るところなんです。原板づくりが、色もあわせて。ですから、それについては、これは本当に取捨選択を誤らないように、せっかくつくったけどというふうにならんように十分時間かけてやっていただきたいなと思います。その辺を再度。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

貴重なアドバイスをいただきまして、本当にありがたいと思っております。印刷業者だけでなく、例えば、旅行業者あたりとも一緒に入っていて、実際にツアー商品をつくる者と一緒に話をさせていただいて、その辺を参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。秋月議員。

4番（秋月留美子君）

観光用反射マグネットというのは、伝建というものに関してのことなんでしょうか。

それから、これはもうできているんでしょうか。どういうものなんでしょうか、ちょっと私は全然わからないんですけど。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

商品は当然この議会の承認をいただいてから作成をさせていただきたいと思っております。

そして、公用車についての伝建地区でございますけれども、その辺は基本的には嬉野温泉というものを大きくPRしていきたいと思っておりますので、あと伝建地区をその中に入れていくのかというのはちょっとまだ今後検討させてもらいたいということと、物についてどのようなものかということでございますが、簡単に言いますと、交通安全の横にぺたっと目立つようなものを張っていると思えますけれども、あれはちょっとけばけばしいものになりますけれども、その辺は少し落ち着きながらもアピールができるようなもののデザインにしていきたいというように考えております。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

伝建地区というのは、やっぱり木と壁の白土と、それを昔から今まで本当に大事に塩田の方々がつなげていらっしゃったと思うんですよね。そういうのを、例えば、金属的なものとかマグネットとか、そういうものにつなげてほしくないというか、感覚的なもの、センスの問題だと思うんですけれども、ちょっと見方が細かいかもわかりませんが、最初のイメージというのはすごい大切だと思うんですよ。だから、一貫性というか、塩田の方はやっぱり教育関係者の方がすごく多くいらして、そういうものがすごく大事というふうな見方だったからこそ、それが残ってきたと思うんですよね。だから、そういうものを今までと同じような観光というふうな感じのつなぎ方じゃなくて、そんなにいいもので大事にしてきたものというのはほかの方は一般でもわかるんですよ。だから、例えば、色合いにしても土の色、木の色、それから、材質にしても一貫性を持った木の色とか、例えば、観光につなげていく

にしても、そういうふうな方向で持って行ってほしいなというのがあります。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

ただいまのはポスター関係の御提言だというふうに考えておりますけれども、伝建地区をポスター化するに当たりましては、今の議員御発言のようなことを参考に当然していきたいというふうに考えております。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

もう一つ、字体ですね。字をすごく大事にさせていただきたいと思います、イメージづくりをですね。それで、最初のイメージというのはすごく大切だと思うんですよ。それを大事にさせていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

はい、ありがとうございました。今御発言のようなことを十分参考にさせていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

関連質問ですけれども、今回の伝建地区めぐりの旅ツアーの企画で800千円というふうな計上をされておりますけれども、当然、計上に当たっては十分計画性も立てられておると思いますけど、この集客地区対象はどこらあたりまでの範囲で計画されておるのか、その点をお尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えを申し上げます。

基本的には大手の旅行業者の数社をお願いしたいと考えておりますので、やはり1泊2日のツアーにたえられるものにしていきたいと思いますので、できましたら福岡県とか山口県、広島県でしょうか、その辺までできましたらと思っておりますけれども、これはあくまでも今度、今から旅行業者の計画によりますので、私が今考えている範囲ではその辺じゃないかと考えております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

今現在なかなか旅行関係も、ツアーは組むけれども、集客はできないというのが現実ですね。10年前はバスが足りないというぐらいにやっぱり稼動していたんですけども、現在は送迎ぐらいが主じゃないかという実態なんですよ。そういう状況の中で、集客の見込みを含めての計画だと思いますけれども、どのぐらいの見込みを計画されておるのかお伺いします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

人数につきましては、私たちの力も必要ですけれども、当然、旅行業者の方のお力をかりていきたいと考えておりますので、ちょっと人数につきましてははっきり言えませんが、ただ、この伝建地区といいますけれども、例えば、山口県の萩あたりにそういう伝建に関して詳しい方といいますか、そういう組織があるというふうに伺っております。ですから、そういうところにも当然呼びかけをいたしまして、ツアーにぜひ参加してもらうような方策をとっていきたいと考えております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

集客見込みはちょっとわからないというけれども、800千円の計上をした以上は、ある程度集客目標をつくりながらやはり打ち出すべきじゃないかと私は思いますけれども、業者も大手業者、いろいろJTBからありますけれども、どちらの業者をタイアップしながら計画性を持っていこうと考えてあるのか、その点を含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えを申し上げます。

大手業者でございますけれども、例えば、日本旅行とか、あるいはＪＴＢとか近畿日本ツーリストですか、そういうところは最低お願いしたいというふうに考えております。

それと、集客につきましては、一応まだ今のところ何とも言えませんが、第一弾、第二弾というふうな感じで、ポスターをもとに計画をしていきたいというふうに考えております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

44ページをお願いします。

15節の工事請負費、道路維持補修事業ということで5カ所と聞いておりますが、具体的に場所を知らせていただきたいということと、対話集会で要望があったので、それをされるというふうに聞いておりますが、市道についてはいろんな地域からの要望が今まで出ていると思います。それで、対話集会で出たから、それをすぐ入れたというその辺をどう考えておられるのか、よろしくをお願いします。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

まず、1点目の路線でございますが、今回補正でお願いしております箇所につきましては、中通納戸料線、中通東吉田線、それから宇留戸線、小崩木場線、それと田手ノ坂線でございます。

2点目の対話集会で要望があった関連ということについてのお尋ねでございますが、この議会冒頭に提案理由にもございましたけれども、ふれあい対話集会で要望が多かった事項について、今回、このことも含めて予算措置をお願いしているというような御説明があったかと思っております。4月からふれあい対話集会を行ってきておるわけですが、その中の要望、

非常に市道関係は多うございまして、大体25の行政区、路線数ではもっとあったかと思いますが、そのくらいの要望がっております。それで、その中で一応現地踏査を行いまして、歩行者等の交通安全、そういった観点から早急に対応をした方がいいということで判断した箇所について今回お願いをしたということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

市長にお尋ねをしたいんですが、来年度もこのふれあい対話集会をお開きになるおつもりなのかどうかですね。結局、当初説明の中で、やっぱり山口議員が言われたように、ふれあい対話集会の中で強い要望があったから今回予算計上となったという御説明を受けた場合は、そうすると、次年度また仮に市長がふれあい対話集会をされると、各地区から陳情合戦になるんですよ。極端に言えば区民の皆さんの熱意だからと言われれば、どこからでも来ると思うんですよ。だから、そのあたりについて、市長、来年度についてはどうお考えなのかですね。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このふれあい対話集会につきましては、嬉野町長の時代からやってきたわけで、大体一巡が1年半ぐらいかかっておりましたので、そして、1年半ぐらい置いてまたやってきたわけで、各地区で計3回はやらせていただいたんじゃないかなと。多いところは4回やったと思いますけれども、そういうことで、もちろん当初はこの箇所についてのいろんな意見は出てきたと思いますけれども、回を重ねるごとに、やはりまちづくりとか、そういう意見になってまいりましたので、そこらは議員の皆さん方も御理解いただくんではないかなと思っております。

そういうことで、今回も回りますときには来年もやりますというお話はしていませんで、約2年ぐらいしてからもう一度お願いをしたいということでお話をしておりますので、来年

というか、再来年ぐらいにはもう一回やらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

再来年ぐらいはもう一度やりたいという御答弁をいただいたわけですが、結局そのときにまた今回みたいに対話集会の地元からの熱望があった場合は、そしたら、またこういうふう
に補修という 金額的には多分5カ所で割ればわずかな金額かとは思いますが、
でも、どこの地区からでも、やはりここはしてほしい、ここはしてほしいというところは結構あるということは私たちもわかっておりますし、行政もわかっていらっしゃるわけですよ。その中で、やはりふれあい対話集会の中で出たから、それがぼんと優先順位として上がるということがちょっといかなものかなと。私たちが市道改良関係の一般質問にしる、
こういう予算審議のときに単独の路線についての計画性をというてお尋ねをするときは、やはり年次計画の中で各路線を整備していきたいという御答弁をいただくわけですよ。だから、
この路線をこつとやる、この路線をやるということは当初のときはお話しにならないわけですよ、そういう中の中でどういうふうに変化するかということがありますから。そういう
中で、金額的にわずかといいいながらでも、こういうことが突発的に出てくること自体が2年後のふれあい対話集会のときに悪影響というか、そのあたりがまた出てくるんじゃないかな
という危惧をするわけですが、その点については市長いかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど部長が申しあげましたように、まだほかにもたくさんの路線の御意見をいただいております。それは全部、大体2週間以内ぐらいには検討をして結論を出しているわけ
でございますので、もちろん議員御発言のように、長期的にちゃんと取り組まなければならないというふうに思っております。今回予算を組みましたものにつきましては一応全部チェックを
いたしまして、その中でも特に緊急性が高いということで、交通安全確保ということで取り
組みをしようと組んだわけございまして、ですから、いろんな地区から御要望が出てくる

ものにつきましては、十分整理をしながらやっていくということはスタンスとしては変えな
いでいきたいと思っております。

以上でございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

じゃ、緊急性を要したところを今回5カ所予算措置したと言われました。そしたら、この
五つの市道について、路線についてどういう緊急度があったのか明確にしていきたいと
思います。

それともう一つは、私ども議会として産業建設委員会に所属しておる立場、やっぱり各行
政区から議会、議長あてに陳情が来るわけですよ。その陳情を現地まで見て検討して、担当
課に願意妥当として早急な対応を求めるというふうな結論を委員会が出すわけですよ。そ
ういふ部分についてはどうしてくれるのかと言いたいわけですよ。私どもは、例えば、産業
建設委員の人はそういう陳情を受けたときに、陳情をした人たちに、議長もそうなんですけ
れども、やっぱり担当課に早くするように申し入れましたからと、こういうことを結論を出
しておるわけですよ。そこら辺についてはどう保証してくれるんですかと言いたいわけ
ですよ。その2点について、お答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御意見につきましては十分承知をしておるわけでございます、議員御存じのように、い
わゆる今回の場合は補正ということでございまして、補正予算の性格上、組める範囲とい
うのがあるわけございまして、もちろん地元の陳情、その他要望等につきましては十分承知
をしておりますので、やはり大がかりな予算ということになりますと、できる限り当初で組
んでいきたいということで、組ませていただくような覚悟でやっておりますので、そこらに
ついては御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。（「緊急度は担当課でもいいです。五つの路線の緊急度」と呼ぶ者あ
り）

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

緊急性につきましては、要するに学校のスクールゾーンという関係で、私たち職員も車で道路パトロールをしている関係で一日じゅう把握していないので、場所につきましては一番利用されている市民からの貴重な意見という形で承りまして、中通納戸料線につきましては、子供の交通安全という形でガードレール設置を検討しております。それと、中通東吉田線につきましては、これはL型擁壁という形で、この分につきましては路肩の崩壊という危険性があるということとさせていただきます。それと、宇留戸線につきましては路面の補修という関係で、この分につきましては、どうしても車体の低い車については底がさわると、路面をこするという関係で路面の補修という形でしております。小崩木場線につきましては、路面水の排水で迷惑をかけるという形で路面排水の側溝整備をする考えでございます。それと、田手ノ坂線につきましては、これは小さな災害という形で、農業用水に一部支障を来しているという関係で早急にしたいという考えで予算をお願いしているものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

緊急を要する、非常に安価なところをされているということで、それはいいんですけども、神近議員も言われましたように、私も一般質問で言いましたように、対話集会で出たからという予算の提案理由をされるもんですから、私ども議員としてはやっぱりかちんとくるわけですよ、正直言いまして。そこら辺でこういう問題が出てきていると思うんですよね。この路線は緊急を要するものであったと。子供たちの安全を守るために、交通安全上、問題があったから5カ所を提案したと言われるなら、こういう意見は出なかったと思うんですよね。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そこら辺を私どもは言いたいわけです。

以上です。

議長（山口 要君）

答弁は。（「答弁は要ります」と呼ぶ者あり）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今の御意見については承知をいたしておりますけれども、直接お聞きしたということで、今、担当課長申し上げましたように、通常、私どももちろん各地区を回るわけでございますけれども、やはり実際歩いて回るということも非常に少なく、そういう点では地域の御意見が届いていなかったのではないかなということで、実際聞かせていただいて、そして、緊急に調査をして、ああ、そういうことかということで対応したということでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、全体的な道路整備等につきましては、もちろん議会の御意見等も十分尊重しながらやらせていただくということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

町道の緊急度ということでございますけど、それこそ陳情によって委員会で町道認定して、その後、舗装するのが妥当だろうと言われている旧田代林道の残線の部分、これは地元で町道認定に合うための土地の購入までして、一部工事してもらって一部舗装できたわけですけど、残りについてはまだそのままになっております。そういう願意妥当であり、市道認定した後、市ですべきだという答えを委員会から出していただいたもので、地元では、それができんだったら地元で道路工事でもやってやりたいという意思がありながら、田代線の残地の分、亀頭六部分ですけど、そのままになっているわけですけど、その認定はいつごろになって、いつごろ工事ができるのかわかっておれば教えてください。ちょうどこの問題と同じですけど、対話集會に一切こういう問題は出ておりません、下岩屋では。下岩屋では陳情みたいなところは余り出ていなかったわけなんです。しかし、ここも交通量は、はっきり言って椎葉山荘に行かれるタクシーさんあたりも近道ということでこっちばかり使われるわけですよ。それで非常に通行量は多いし、幅員だけは確保したわけですけど、路面が非常に悪いわけです。ここも何とか地元でやろうという話になっておったのがとまったままなんです。市道認定した上で市で工事をすべきだという返答を陳情によっていただいておったもの

で、これがいつになるのか地元は待っているもので、もしわかっておったら教えていただきたいと思います。たしか3月議会の陳情だったと思います。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後4時25分 休憩

午後4時25分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

過去の話でございますけど、その件につきましては、当時、私が担当に所管としておりましたので、お答えさせていただきます。

確かに用地購入からしていただきまして、拡張して町道に昇格する要件を備えるということで地元の方がお見えになって、そのようにされたという経緯は存じ上げております。ただ、そのときにすぐ工事ができて町道に昇格しますということはちょっと申し上げていないと思いますけれども、ただ、時期を見て対応させていただきたいということで申し上げたところで、委員会等で視察をしていただいております。その件についてはまだ進んでおりませんが、回答としては適切かどうかわかりませんが、予算の関係と町道の認定についても現在まだ進んでいない状態だということで理解しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

委員会からの答えとして地区にはもう来ているわけですね、こういうふうになりましたよと。そういうことになったとき、地区の人たちどう思いますか。だから、対話集会あたりでも、これはしてくれるものという前提で一言もみんな言っていないんですよ。だから、委員会の答えはああいうふうになった、それを地元には返した、それっきりだと。我々は関知していないと総務部長が言うというのはちょっとおかしいんじゃない。それこそ議会の委員会が何のために視察に行ってそういう答えを出して陳情者に答えを出したかと、何もなっていない

じゃない。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

あのと時の問題は、ちょっとお答えいたしますけど、一つには、スムーズにいかなかった経緯は、土地の分筆はしていただきましたけど、登記の問題がまだ済んでいないと今も認識しております。その件が解決すれば早急に町道認定もできるんじゃないだろうかという判断は農林課の方でした経緯がございます。ただ、そのときに登記を町ですということきちっと約束したわけではなかったの、その辺でちょっと判断が今もってついていないという経緯を私はそのように考えておりますけど。それがはっきり地元で登記までしてくださいという感じで私たちは申し上げたつもりだったんですけれども、それを受け取っていないということで、その辺がもう一つかみ合っていないんじゃないだろうかということで、現在、据え置きになっている原因ではないかと思えます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

登記はしてくれるからということで金は集めたんですよ、土地代は。ですから、何でしたら、さっきの大野原じゃない、そのときの役員は全部まだ生きておりますので、いつでも連れてきますよ。ちょっとそのときそのとき言い逃れも、登記はするからということだったから土地代だけをみんなが各班から、あるいは個人から集めて出したんですよ、地域は。そして、ここまでしてあるんだから早急に認定すべきだと。その後、工事をすべきだという答えを産業建設委員会から出していただいたもんだから、その答えをいただいているから、できるはずと思っておるのに、これだけ悪くなってもいつできるとやろうかと常に地元の人言われて待っておられるわけです。ただ、そういうふうになっているから、それが出ていなかったら恐らく対話集会でも、あそこはどがんっておるかとしきりにみんな言ったはずですよ。

ですから、事の緊急性ということはわかります。対話集会から出たからやるとかいう答えが出るのがおかしいことであって、委員会からそれだけしてあるのをそのままうちやっついて、まだ登記が地元で云々とか、地元ではその問題は片づいたと思っておるから、その土地の分筆登記料についての金は集めていないんですよ。それじゃ、改めて分筆登記代は自分た

ちで集めて登記してくださいよという答えを出すべきでしょう。ちょっとおかしゅうございますよ。当初の土地代を自分たちで出していただけたらやりますよというふうなことだったんですよ。

以上です。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

私の見解を申し上げますと、当時、担当者等に聞きまして、登記を地元でしてくださいという要望をしたということで聞いておりました。それで、私の方も実際今までの町道認定の要件を考えますと、林道なり農道なりを拡張してするとき、地元要件として町道に昇格するとき、町が買収してする場合は別ですけれども、地元から町道に認定をしていただくときに町が登記をもってして、なおかつ町道に昇格したというケースはほとんどないということでしたので、そのようなことは申し上げていないんじゃないかならうかということで、その辺をどのようにするかということは検討したことがあります。

ただ、はっきり申し上げますと、私の方としてはその件はきちんとそういう約束をしたという経緯はないということで理解をしておったわけでございます。ただ、今議員おっしゃったように、今後その問題についてはもう一度詰めていかざるを得ないと思いますけれども、当時の農林課の判断としては、そのような判断をしておったわけでございます。

以上でございます。（「4回目ばってんよか」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

今回まで。

12番（太田重喜君）

農林課のメンバーもまだ退職しておられんようですし、幸い地元民の関係者も、そのときの約束を聞いたやつは全部生きております。じっくり話をしてください。それとあわせて、それじゃ、確かに私もその当時から議員していますから、町道認定要件は存じ上げておりました。委員会で来られたとき、あなた方は住民ないし委員の中で担当者が一人でも、いや、認定要件はこうなっていますからできていないんですよと言いましたか。一言も言ってないですよ、それは。だから、担当者の委員会の方は、こっちはしめたと思ったですよ、私は現場に行っておらんやったばってん。こっちはしめたと思ったわけですよ。それじゃ、委員

会の報告、これについては恐らく目を通していないんですか。委員会の報告にそのまま載っているのは、いや、認定案件はこうなっているから、この報告じゃ困りますよと言いましたか。言っていないでしょう。だから、地元は「太田君、おまえはがん言いよるばってん、そのままよかてやっけん」、こがん言い方で皆さん待っておられるんですよ。これ以上言いません。

議長（山口 要君）

答弁はいいですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

田口議員。

17番（田口好秋君）

2点お尋ねします。

対話集会の問題でいろいろあっておるようですが、1点目、本庁内で、旧塩田町内の対話集会でこういうものが出なかったのかというのが一つ。

もう一つは、道路の改良、いわゆる施工基準、着工基準、あるいは優先順位、そういうものを今後整備される計画、あるいはおつもりがあるのか2点お尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

塩田地区でも何件か出たと思っておりますけれども、割合、県道絡みの要望等が多かったというふうに思っております。そしてまた、市道に関しても幾らかあったんじゃないかなと思っておりますけれども、長期的に考えていくものが非常に多かったというふうに思っております。

そしてまた、塩田地区の分につきましては、いわゆる整備の予定をしておる、例えば歩道とか、そういう御意見が多かったなというふうに思っております、嬉野地区とはちょっと違っていたなというふうな感想でございます。そういうことで、どちらがどうこうということじゃなくて、緊急性がある分について今回予算をお願いしているということでございます。

そしてまた、優先順位の設定ということでございますけど、もうしばらく整理をしましてから、そこらについてもやはりしなくてはならないかなと思っておるところでございます。今回、災害のことでもお話し申し上げましたけれども、やっぱり年を追うごとに箇所が少な

くなるというふうに予想されますけれども、しかしながら、逆に箇所が多くなっているというふうな状況でございまして、そういう点では全体的な予算の中でどのように取り組むかということにつきましては、合併したばかりでございまして、もう少し整理をしましてから、やはり公平に均等に行えるようにやっていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

先ほど優先順位ばかりじゃなくて、いわゆる基準ですね、施工基準、あるいは着工基準、そういうものも整備されるおつもりがあるかということでお尋ねしましたので、その点についてもお答えをお願いしたいと思います。

というのは、県の道路改良なんかでも見てみますと、やっぱり危険だとか、あるいは交通量が多いとか、あるいは主要道路だとか、そういったいろいろな明確な、聞いてみて、ああなるほどなというような基準があるわけですね。そういったものがないと私は思っておりますので、そういったものを整備されて、そういったものでやっぱりここは優先的にやらなくちゃいかんとか、だれでもがわかるようなものが整備されれば、また我々も納得しなければならぬ部分もあろうかと思うわけですね。ああ、なるほどというようなものをやっぱり整備すべきじゃないかなと思うわけですので、その点、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

もともと道路ということにつきましては地域間の連結ということが第一でございまして、もちろんそこが不足しておれば、まずそこを優先すべきだというふうには考えます。しかしながら、個々意見として出ておりますものにつきましては、御承知のように、交通安全確保という非常に緊急性が高いものが要望として多く出ているところでございまして、小規模な改良でございましょうけれども、そういうようなことで、まず、安全確保ということから緊急に取り組める分は取り組んで、そして、今お話しありましたように長期的にはやはり基準というものを整備してやっていくべきだということは理解いたしますので、もうしばらく

時間をいただければと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

42ページ、目6．志田焼の里博物館運営費の中で13節の委託料、博物館敷地・駐車場用地鑑定評価という予算がありますけど、この鑑定評価というのはどういうふうな仕事をされるのか、まず一つお尋ねします。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後4時39分 休憩

午後4時40分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

今回、志田焼の里博物館運営費の中で委託料をお願いしておるわけですが、議員もう既に御承知のとおり、志田焼の里博物館の敷地につきましては、平成8年開設以来、敷地を地元の会社の方からお借りして開設をしまいったわけですが、ことしの3月をもって10年間の無償貸借契約が満了いたしまして、一応今回、地権者の同意をいただきまして1年間の延長をさせていただいております。それで、この1年間延長をさせていただいた中で、今後の方針を決めるために博物館敷地及び駐車場用地の評価をお願いしたいということで、今回委託料ということで計上をさせていただいております。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

評価をされるというのは、これは建物は、今申し上げられたように、もともと塩田町の

財産でありましたけど、土地は今でも会社の所有ですけど、それを市がされるという権利が
どういうふうなことにありますか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

市が鑑定するのはどういうことかという意味合いかと思えますけど、これはあと1年たてば方向性を、今回1年のみの延長を御了解いただいたということは、その後については何らかの方針を考えるべきであるということ、年度内に方向性を見出すためにも今回評価ということをお願いしておる次第です。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

抽象的に申されましたけど、方向性、わからなくてもいいですけど、私、クラブ活動の中で約8年ですね、ちょうどできる前から青木先生のところに入っておりますから、ですから、そういう意味では、志田焼の里の運営が今までは会社の方が温かく援助して無料で土地を提供されておられますけど、今後はやっぱり本当にそこで働く、あるいは運営する方々が人生に一つの生きがいを持つためには、すべてはやっぱりそういうふうな形になっていくのが本当だと思いますので、今の方向性は含みを持ったことじゃないかと思いますが、そういうことを含めての方向ですか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

ただいまの御発言のように、開設当初から建物につきましては県の補助等いただきまして整備をしてまいりました。また今回、17年度、18年度も県の補助金をいただきまして建物の整備をしておるわけでございます。このようなことで、市としての観光施設としての面と今後の整備を図っていく上では、やはり継続的に管理ができるような方向を考えるべきである

ということで、今回、今言われました指定管理者の、陶芸教室とかに通っておられる方の安心感を含めてということでございますが、まずは建物が市の建物でございますので、その今後を考えて一応土地の評価をしまして今後の方向を出したいと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第7款・土木費までの質疑を終わります。

次に、歳出46ページから57ページまで、第8款・消防費から地方債の調書補正までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第125号の質疑を終わります。

次に、議案書58ページから77ページまで、議案第126号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第126号の質疑を終わります。

次に、議案書78ページから84ページまで、議案第127号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第127号の質疑を終わります。

次に、議案書85ページから91ページまで、議案第128号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

このことについて、どうせ10月の決算でいろいろが解明すると思いますので、第七、第八については、きょうはもう時間がありませんから、議長が焦がっておりますから余り言いませんけど、決算でしっかりやりますから、よろしく。

これで終わります。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第128号の質疑を終わります。

次に、議案書92ページから104ページまで、議案第129号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）全部及び地方債補正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第129号の質疑を終わります。

次に、議案書105ページから115ページまで、議案第130号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）全部及び地方債補正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案130号の質疑を終わります。

次に、議案第131号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第131号の質疑を終わります。

次に、議案第132号 平成17年度塩田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第150号 平成17年度嬉野市水道事業会計決算認定についてまでの19件についてであります。

議案第132号から議案第150号までの19件につきましては、本会期中に審議すべきところではございますが、日程の都合上、十分な審査ができないと思われれます。

お諮りいたします。議案第132号、136号、142号及び143号、平成17年度各一般会計及び小学校組合歳入歳出決算認定4件につきましては、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、11人の委員をもって構成する平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審議といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第132号ほか3件は、11人の委員で構成する平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会

中の継続審議とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、指名いたします。

平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会委員に、1番小田寛之議員、3番梶原睦也議員、5番園田浩之議員、7番田中政司議員、9番織田菊男議員、11番神近勝彦議員、13番山口榮一議員、15番深村繁雄議員、17番田口好秋議員、19番平野昭義議員、21番山口栄秋議員、以上11名を指名いたします。

続けてお諮りいたします。議案第133号から135号まで、137号から141号まで及び144号から150号までの15件につきましては、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、10人の委員をもって構成する平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第133号ほか14件は、10人の委員で構成する平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、指名いたします。

平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会委員に、2番大島恒典議員、4番秋月留美子議員、6番副島孝裕議員、8番川原等議員、12番太田重喜議員、14番野副道夫議員、16番副島敏之議員、18番西村信夫議員、20番山田伊佐男議員、22番、私、山口要、以上10名を指名いたします。

お諮りいたします。議案審議の途中ではございますが、本日の会議時間は議事進行の都合

により、あらかじめ1時間延長いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を1時間延長することに決定いたしました。

それでは、議案審議の議事を続けます。

ここで休憩したいと思います。休憩中に各決算審査特別委員会を開催していただきまして、委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時51分 休憩

午後5時1分 再開

議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会委員長に平野昭義議員、副委員長に織田菊男議員、平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長に西村信夫議員、副委員長に野副道夫議員、以上のとおり正副委員長が決定をいたしました。

これで提出議案全部の質疑を終わります。

散会の前に、先ほどの太田議員の質問に対しての答弁の申し出がっておりますので、許可いたします。産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

先ほど立木補償に係る本数の件について太田議員から御質問があったわけですが、今回予算を計上させていただくに当たりまして、現地では樹木の一番大きいのを採用させていただきまして推計で計上させていただいております。それで、実際補償するに当たっては現地調査の上で、予算を計上する際は最大限の方で計上させていただいておりますので、補償するに当たっては現地調査をしまして行いたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

よろしゅうございますか。（「現地調査はしておらんやったわけね。現地調査せずに推計

でしておったわけね」と呼ぶ者あり)

産業振興部長。

産業振興部長(井上新一郎君)

積算根拠についてお尋ねがありましたので、本数は申し上げておまして、現地調査で確認済みという発言はしていないと思っております。

以上です。

議長(山口 要君)

推計ということです。(「推計ですね」「はい、以上です。間違いございません」と呼ぶ者あり)

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、当初の会期日程では明日も議案審議の予定でありましたが、本日で議案審議の議事の全部を終了したため、あすの議事は討論、採決となります。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後5時3分 散会